



# 第114回 定時株主総会招集ご通知

**日時** 2025年6月26日 (木曜日)

午前10時 (午前9時10分受付開始・開場)

**場所** 大王製紙四国本社・生産本部  
8階コンベンションホール

愛媛県四国中央市三島紙屋町628

**議案** 第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。)  
10名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

第5号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。)  
の報酬額設定の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第7号議案 取締役 (監査等委員である取締役及び社外  
取締役を除く。)に対する株式報酬等の額  
設定、制度一部変更及び継続の件

 **大王製紙株式会社**

証券コード 3880

## 株主の皆さんへ

株主の皆さんには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに、第114回定時株主総会招集ご通知をお届けいたしますので、何卒ご高覧いただきたくお願ひ申し上げます。

2024年度は、「Reframe～基盤の強化～」をスローガンに掲げる第5次中期事業計画を開始いたしました。「営業キャッシュ・フロー創出力強化」「将来成長のための厳選した投資の実行」「財務基盤の強化」を重要なテーマとして掲げ、将来の成長投資に向けた基盤固めを進めております。

昨年度の紙・板紙事業はデジタル化の進展等により、国内需要が減少する中、売上高は前年同期並み、セグメント利益は前年同期を下回りました。ホーム&パーソナルケア国内事業は付加価値商品の販売伸長や価格改定の定着により売上高は前年同期を上回った一方、厳しい経営環境が続くホーム&パーソナルケア海外事業では、中国において固定資産の一部を売却し、ベビーケアから伸長セグメントであるフェミニンケアに資本を集中させるとともに、トルコについては地政学リスクの観点から事業継続が難しいと判断し株式譲渡を決定いたしました。2025年度はこれらの構造改革に取り組み、海外事業を再構築してまいります。

また、紙の需要が減少する中、新規事業の早期事業化を目指し取り組みを進めております。2025年7月には、セルロースナノファイバー(CNF)複合樹脂の商用プラント稼働を予定しており、自動車部材や物流パレット等、様々な用途におけるCNFの実装を目指してまいります。

このように当社グループを取り巻く経営環境は目まぐるしく変化しており、今後も厳しい状況が続くことが予想されます。一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、意思決定の迅速化を促進するため、監査等委員会設置会社への移行という機構改革を行い、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

株主の皆さんにおかれましては、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2025年5月  
代表取締役社長

若林 賴房



## 株主各位

愛媛県四国中央市三島紙屋町2番60号

 大王製紙株式会社

代表取締役社長 若林 賴房

## 第114回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第114回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

## 当社ウェブサイト

<https://www.daio-paper.co.jp/ir/stock/meeting/>

## 株主総会資料ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/3880/teiji/>

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等によって議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、後述のご案内に従って2025年6月25日（水曜日）午後5時30分までに議決権行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

**日 時** 2025年6月26日（木曜日）午前10時（午前9時10分受付開始・開場）

**場 所** 大王製紙四国本社・生産本部8階コンベンションホール

愛媛県四国中央市三島紙屋町628（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

**目的事項** 1. 第114期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第114期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

**決議事項** 第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する  
株式報酬等の額設定、制度一部変更及び継続の件

以 上

- 電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款の規定に基づき、上記ウェブサイトに掲載しておりますので書面交付請求をおいたいた株主様にお送りする書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
  - ・事業報告の「会社の体制及び方針」
  - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
  - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

# 議決権行使方法のご案内

## 株主総会にご出席いただく場合



開催日時 2025年6月26日（木曜日）午前10時

開催場所 大王製紙四国本社・生産本部8階コンベンションホール

※ 末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

## 事前に議決権を行使いただく場合



### 書面にて行使いただく場合

行使期限 2025年6月25日（水曜日）午後5時30分到着分まで

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入の上、切手を貼らずにご投函ください。

### インターネット等にて行使いただく場合

行使期限 2025年6月25日（水曜日）午後5時30分入力分まで

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> にアクセスし、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

「インターネット等による議決権行使について」は次頁をご参照ください。  
スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

### 議決権の行使にあたっては、以下の事項を予めご承知おきください。

- 議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）により議決権を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- 議決権を同一方法により重複して行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。
- 議決権行使書面に賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

### 機関投資家の皆さまへ

議決権の行使方法として、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

# インターネット等による議決権行使について

インターネット等により議決権を行使される場合は、以下の議決権行使ウェブサイトにアクセスし、議決権行使用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

なお、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

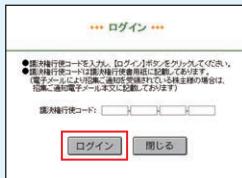
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

行使期限

2025年6月25日（水曜日）午後5時30分入力分まで

## アクセス手順について



議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。  
「ログイン」をクリックし、以降は画面の案内に従ってご入力ください。

## 「スマート行使」について



議決権行使用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ることにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※ 上記方法での議決権行使は1回に限ります。  
※ 「QRコード」はデンソーウェーブの登録商標です。

## ご注意事項

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

## ●パスワードの取り扱いについて

- (1) パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱いください。パスワードのお電話等によるご照会にはお答えできません。
- (2) 株主様以外の方による不正利用や議決権行使内容の改ざん等を防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で新しいパスワードに変更登録をしていただきますようお願い申し上げます。
- (3) 今回ご案内する議決権行使コード及びパスワード（株主様ご本人で変更登録いただくパスワードを含む。）は、本株主総会に關してのみ有効です。（次回の株主総会の際には、新たに発行いたします。）

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 0120-652-031 受付時間 午前9時～午後9時

議案及び参考事項

**第1号議案 剰余金の処分の件**

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営の最重要課題の一つと認識し、業績の状況及び内部留保の充実等を勘案しながら、安定的な配当を継続することを配当政策の基本方針としております。

2025年3月期の期末配当につきましては、業績及び財務状況等を反映し、当社普通株式1株につき金7円（年間配当金14円）といたしたいと存じます。

**期末配当に関する事項**

- |                               |  |
|-------------------------------|--|
| <b>1 配当財産の種類</b>              | 金銭といたします。  |
| <b>2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額</b> | 当社普通株式1株につき金7円といたしたいと存じます。<br>なお、この場合の配当総額は、1,173,398,793円となります。 |
| <b>3 剰余金の配当が効力を生じる日</b>       | 2025年6月27日といたしたいと存じます。   |

## 第2号議案

## 定款一部変更の件

## 1. 提案の理由

- (1)当社グループを取り巻く経営環境が目まぐるしく変化する中において、取締役会は中長期の経営戦略等を議論・決定することに重点を置き、監督機能の強化を通じて一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、権限委譲を行うことにより意思決定の更なる迅速化を図ることで、企業価値の向上に取り組むため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2)単元未満株式について行使できる権利を明確にするため、変更案第9条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。
- (3)議決権の代理行使について、株主総会に出席できる代理人の数を1名とすることを明確にするため、変更案第17条（議決権の代理行使）のとおり規定を変更するものであります。
- (4)取締役会の柔軟な運営を可能とすること並びに意思決定の客觀性及び透明性の向上を図ることを目的として、取締役会の招集者及び議長を取締役会においてあらかじめ定めた取締役に変更するとともに、取締役会の機動的な運営を図ることを目的として、取締役会の招集通知を発する期間を、緊急の必要があるときは短縮できることを定めるため、変更案第24条（取締役会の招集者及び議長）のとおり規定を変更するものであります。
- (5)その他、上記の各変更に伴い、字句の修正、条数の変更等所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第3条（条文省略） (機 関)	第1条～第3条（現行どおり） (機 関)
第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人
第5条～第6条（条文省略）	第5条～第6条（現行どおり）

現行定款	変更案
(自己の株式の取得)	(自己の株式の取得)
第7条 当会社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	第7条 当会社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
第8条 (条文省略) (新 設)	第8条 (現行どおり) (单元未満株式についての権利)
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第9条 (条文省略)	第9条 当会社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。	第10条 (現行どおり)
3 (条文省略)	2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
(株式取扱規則)	3 (現行どおり)
第10条 当会社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。	(株式取扱規則)
第11条～第15条 (条文省略) (議決権の代理行使)	第11条 当会社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
第16条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。	第12条～第16条 (現行どおり) (議決権の代理行使)
(議事録)	第17条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。
第17条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、議事録に記載し、議長及び出席取締役がこれに記名捺印して保存する。	(議事録)
	第18条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、議事録に記載又は記録する。

現行定款	変更案
(員 数) 第18条 当会社の取締役は、15名以内とする。	(員 数) 第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15名以内とする。
(新 設)	2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。
(選 任) 第19条 (新 設)	(選 任) 第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
(条文省略) 2 (条文省略)	2 (現行どおり) 3 (現行どおり)
(任 期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(任 期) 第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2 指定として選任された取締役の任期は、任期満了前に退任した取締役の任期の満了する時までとする。	2 任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。
3 増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	3 増員として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。
(新 設)	4 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新 設)	5 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
(代表取締役等) 第21条 取締役会は、その決議をもって取締役会長、取締役社長及び取締役副社長を選定することができる。	(代表取締役等) 第22条 (削 除)

現行定款	変更案
<p>2 取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の権限)</p> <p><u>第22条</u> 取締役会は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、当会社の重要な業務の執行を決定する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の招集者及び議長)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対し発する。ただし、緊急やむをえないときは、取締役及び監査役の全員の同意を得て、招集の手続を経ないで開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>第24条</u> (条文省略) (報酬等)</p> <p><u>第25条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p><u>第26条</u> (条文省略)</p>	<p>取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長、取締役社長及び取締役副社長を選定することができる。</p> <p>(取締役会の権限及び重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第23条</u> (現行どおり)</p> <p>2 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の招集者及び議長)</p> <p><u>第24条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>第25条</u> (現行どおり) (報酬等)</p> <p><u>第26条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>第27条</u> (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
(執行役員) <u>第27条</u> 取締役会は、その決議をもって執行役員を定め、当会社の業務を執行させることができる。	(執行役員) <u>第28条</u> 取締役会は、その決議によって執行役員を定め、当会社の業務を執行させることができる。
<u>第 5 章 監査役及び監査役会</u> (員 数) <u>第28条</u> 当会社の監査役は、5名以内とする。	<u>第 5 章 監査等委員会</u> (削除) (削除)
(選 任) <u>第29条</u> 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(任 期) <u>第30条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、任期満了前に退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
(常勤の監査役) <u>第31条</u> 監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定する。	(監査等委員会の権限) <u>第29条</u> 監査等委員会は、法令又は本定款に別段の定めがある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。
(監査役会の権限) <u>第32条</u> 監査役会は、法律に別段の定めがある事項のほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲内で、監査役の職務執行に関する事項を決定する。 (新設)	(常勤の監査等委員) <u>第30条</u> 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
(監査役会の招集者及び議長) <u>第33条</u> 監査役会は、監査役会であらかじめ定めた監査役が招集し、議長となる。ただし、必要あるときは、他の監査役も招集することができる。 2 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急やむをえないときは、監査役の全員の同意を得て、招集の手続を経ないで開催することができる。	(監査等委員会の招集通知) <u>第31条</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

現行定款	変更案
<u>(報酬等)</u> <u>第34条</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u>	(削除)
<u>(監査役の責任免除)</u> <u>第35条</u> <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、善意でかつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>	(削除)
<u>2</u> <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、善意でかつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>	
<u>第36条～第37条</u> <u>（条文省略）</u> <u>（中間配当金）</u> <u>第38条</u> <u>当会社は、取締役会の決議をもって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者に対し、金銭の分配として中間配当を行うことができる。</u>	<u>第32条～第33条</u> <u>（現行どおり）</u> <u>（中間配当金）</u> <u>第34条</u> <u>当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者に対し、金銭の分配として中間配当を行うことができる。</u>
<u>第39条</u> <u>（条文省略）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	<u>第35条</u> <u>（現行どおり）</u> <u>（附則）</u> <u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u> 1. <u>当会社は、第114回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. <u>第114回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条第2項の定めるところによる。</u>

## 第3号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、取締役10名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）10名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	属性	現在の当社における地位等
1	わか ばやし より ふさ <b>若林 賴房</b>	男性	再任	代表取締役社長 社長執行役員
2	やま さき ひろ し <b>山崎 浩史</b>	男性	再任	代表取締役副社長 副社長執行役員
3	いし だ あつし <b>石田 厚</b>	男性	再任	取締役 常務執行役員
4	ふじ た ひろ ゆき <b>藤田 浩幸</b>	男性	再任	取締役 常務執行役員
5	たな はし とし かつ <b>棚橋 敏勝</b>	男性	再任	取締役 常務執行役員

候補者番号	氏名	性別	属性	現在の当社における地位等
6	しながわ しゅうへい 品川 舟平	男性	再任	取締役 常務執行役員
7	おだ なおすけ 織田 直祐	男性	再任 社外取締役 独立役員	社外取締役
8	ほりえ まこと 堀江 誠	男性	再任 社外取締役 独立役員	社外取締役
9	まさい たかこ 政井 貴子	女性	再任 社外取締役 独立役員	社外取締役
10	いわた よしひろ 岩田 義浩	男性	新任 社外取締役 独立役員	—

**1**

わかばやし よりふさ  
**若林 賴房**

生年月日：1961年8月13日（満63歳）

**再任**

## ■ 所有する当社の株式数

14,400株

## ■ 取締役会出席状況

14回／14回 (100%)

## ■ 取締役在任年数

8年

### ■ 略歴、当社における地位及び担当

1984年 4月 当社入社  
2012年 1月 当社執行役員新聞用紙営業本部長  
2016年 4月 当社執行役員洋紙営業本部長  
2017年 6月 当社取締役ホーム＆パーソナルケア国内事業部長

2018年 7月 当社常務取締役ホーム＆パーソナルケア国内事業部長  
2019年 4月 当社常務取締役ホーム＆パーソナルケア部門国内事業部長  
2021年 4月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現任）

### ■ 重要な兼職の状況

### ■ 取締役候補者とした理由

若林賀房氏は、これまで、洋紙事業、財務部門、ホーム＆パーソナルケア事業等に従事し、取締役、常務取締役を経て、現在は代表取締役社長 社長執行役員を務めております。当社及びグループ会社における豊富な業務経験と実績を有していることから、当社グループの持続的な成長への貢献が期待できるため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

**2**

やまざき ひろし  
**山崎 浩史**

生年月日：1962年3月10日（満63歳）

**再任**

## ■ 所有する当社の株式数

9,800株

## ■ 取締役会出席状況

14回／14回 (100%)

## ■ 取締役在任年数

12年

### ■ 略歴、当社における地位及び担当

1984年 4月 当社入社  
2012年 6月 当社執行役員生産本部三島工場長代理  
2013年 6月 当社取締役資源・資材本部長  
2016年 7月 当社取締役資源・資材購買本部長  
2017年 5月 当社取締役生産本部副本部長 兼 三島工場長  
2019年 4月 当社取締役生産部門生産本部副本部長 兼 三島工場長

2021年 4月 当社取締役常務執行役員生産部門担当 兼 生産本部長  
2023年 6月 当社取締役常務執行役員資源・資材購買本部長 兼 サステナビリティ推進本部長  
2024年 6月 当社代表取締役副社長 副社長執行役員  
コーポレート部門 人事本部管掌 兼 資源購買本部管掌 兼 リスク・コンプライアンス管掌 兼 コーポレート部門 総務本部長 兼 サステナビリティ推進本部長（現任）

### ■ 重要な兼職の状況

### ■ 取締役候補者とした理由

山崎浩史氏は、これまで、主に生産部門、購買部門に従事し、取締役常務執行役員を経て、現在は代表取締役副社長 副社長執行役員コーポレート部門 総務本部長 兼 サステナビリティ推進本部長を務めております。当社及びグループ会社における豊富な業務経験と実績を有していることから、当社グループの持続的な成長への貢献が期待できるため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。



3

いし だ あつし  
石田 厚

生年月日：1967年3月6日（満58歳）

再任

## ■ 所有する当社の株式数

7,500株

## ■ 取締役会出席状況

14回／14回 (100%)

## ■ 取締役在任年数

4年

## ■ 略歴、当社における地位及び担当

1991年 4月 当社入社  
 2018年 7月 当社執行役員板紙・段ボール事業部長  
 2019年 6月 当社上席執行役員紙・板紙部門産業用紙・段ボール事業部長  
 2021年 4月 当社常務執行役員紙・板紙部門産業用紙・段ボール事業部長  
 2021年 6月 当社取締役常務執行役員紙・板紙部門産業用紙・段ボール事業部長  
 2023年 5月 当社取締役常務執行役員紙・板紙部門紙・板紙事業部長

2023年 6月 当社取締役常務執行役員紙・板紙部門紙・板紙事業部長兼 コーポレート部門IT企画本部担当  
 2024年 6月 当社取締役 常務執行役員 紙・板紙部門紙・板紙事業部長兼 コーポレート部門IT企画本部担当 兼 グローバルロジスティクス本部担当（現任）

## ■ 重要な兼職の状況

## ■ 取締役候補者とした理由

石田厚氏は、これまで、主に紙・板紙事業に従事し、現在は取締役常務執行役員紙・板紙部門紙・板紙事業部長を務めております。当社及びグループ会社における豊富な業務経験と実績を有していることから、当社グループの持続的な成長への貢献が期待できるため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。



4

ふじ た ひ ろ ゆ き  
藤田 浩幸

生年月日：1964年11月22日（満60歳）

再任

## ■ 所有する当社の株式数

5,000株

## ■ 取締役会出席状況

14回／14回 (100%)

## ■ 取締役在任年数

2年

## ■ 略歴、当社における地位及び担当

1987年 4月 当社入社  
 2015年 6月 当社執行役員エリール・インターナショナル・タイランド代表取締役社長  
 2018年 7月 当社執行役員洋紙事業部長  
 2019年 6月 当社取締役紙・板紙部門新聞・洋紙事業部長  
 2020年 7月 当社取締役サンテル取締役会長

2021年 6月 当社常務執行役員サンテル取締役会長  
 2023年 6月 当社取締役常務執行役員ホーム＆パーソナルケア部門国内事業部長  
 2024年 6月 当社取締役 常務執行役員 ホーム＆パーソナルケア部門国内事業部長 兼 海外事業部担当（現任）

## ■ 重要な兼職の状況

## ■ 取締役候補者とした理由

藤田浩幸氏は、これまで、ホーム＆パーソナルケア事業、紙・板紙事業等に従事し、現在は取締役常務執行役員ホーム＆パーソナルケア部門国内事業部長を務めております。当社及び海外を含むグループ会社における豊富な業務経験と実績を有していることから、当社グループの持続的な成長への貢献が期待できるため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。



5

棚橋 敏勝

生年月日：1967年2月25日（満58歳）

再任

## ■ 所有する当社の株式数

7,500株

## ■ 取締役会出席状況

14回／14回 (100%)

## ■ 取締役在任年数

2年

## ■ 略歴、当社における地位及び担当

1989年 4月 名古屋パルプ株式会社（現当社可児工場）入社  
 2019年 4月 当社執行役員生産部門生産本部三島工場長代理〈ホーム&パーソナルケア紙製品担当〉  
 2019年 7月 当社執行役員生産部門生産本部三島工場次長〈製造部担当〉  
 2021年 4月 当社上席執行役員生産部門生産本部副本部長 兼 三島工場長

2023年 4月 当社常務執行役員生産部門生産本部副本部長 兼 三島工場長  
 2023年 6月 当社取締役常務執行役員生産部門担当 兼 生産本部長 兼 三島工場長  
 2024年 6月 当社取締役 常務執行役員 生産部門担当 兼 生産本部長（現任）

## ■ 重要な兼職の状況

## ■ 取締役候補者とした理由

棚橋敏勝氏は、これまで、主に生産部門に従事し、現在は取締役常務執行役員生産部門担当 兼 生産本部長を務めております。当社及びグループ会社における豊富な業務経験と実績を有していることから、当社グループの持続的な成長への貢献が期待できるため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。



6

品川 舟平

生年月日：1970年8月11日（満54歳）

再任

## ■ 所有する当社の株式数

8,500株

## ■ 取締役会出席状況

14回／14回 (100%)

## ■ 取締役在任年数

2年

## ■ 略歴、当社における地位及び担当

1994年 4月 当社入社  
 2019年 4月 当社執行役員コーポレート部門経営企画本部経営企画部長  
 2021年 4月 当社上席執行役員コーポレート部門経営企画本部経営企画部長  
 2021年 6月 当社上席執行役員コーポレート部門経営企画本部長  
 2022年 7月 当社常務執行役員コーポレート部門経営企画本部長  
 2023年 6月 当社取締役常務執行役員コーポレート部門経営企画本部長 兼 経営管理本部長

2024年 4月 当社取締役常務執行役員コーポレート部門経営企画本部長 兼 経営管理本部長 兼 知的財産部担当  
 2024年 6月 当社取締役常務執行役員コーポレート部門経営企画本部長 兼 経営管理本部長 兼 知的財産部担当 兼 コーポレート政策部担当  
 2024年10月 当社取締役 常務執行役員コーポレート部門経営企画本部長 兼 経営管理本部長（現任）

## ■ 重要な兼職の状況

## ■ 取締役候補者とした理由

品川舟平氏は、これまで、主に管理部門に従事し、現在は取締役常務執行役員コーポレート部門経営企画本部長 兼 経営管理本部長を務めております。当社及びグループ会社における豊富な業務経験と実績を有していることから、当社グループの持続的な成長への貢献が期待できるため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。



7

おだなおすけ  
織田直祐

生年月日：1953年6月3日（満71歳）

再任

社外取締役

独立役員

## ■ 所有する当社の株式数

0株

## ■ 取締役会出席状況

14回／14回 (100%)

## ■ 社外取締役在任年数

3年

## ■ 略歴、当社における地位及び担当

1977年4月 日本鋼管株式会社（現JFEスチール株式会社）入社  
 2000年4月 同社 鉄鋼事業部自動車鋼材営業部経営スタッフ  
 2002年2月 同社 鉄鋼事業部鉄鋼統合推進チームマネージャー  
 2002年5月 同社 鉄鋼事業部企画部長  
 2003年4月 JFEホールディングス株式会社 企画部門部長  
 2004年4月 JFEスチール株式会社 自動車鋼材営業部長  
 2007年4月 同社 常務執行役員（営業部門）  
 2010年4月 同社 専務執行役員（営業部門）

2012年4月 同社 代表取締役副社長（営業部門統括）  
 2016年4月 JFE商事株式会社 代表取締役社長  
 2017年6月 JFEホールディングス株式会社 取締役  
 2021年4月 JFE商事株式会社 特別顧問  
 2022年6月 当社社外取締役（現任）  
 2023年4月 JFE商事株式会社 社友（現任）  
 2024年6月 三菱地所株式会社 社外取締役（現任）

## ■ 重要な兼職の状況

JFE商事株式会社 社友 三菱地所株式会社 社外取締役

## ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

織田直祐氏は、他社での代表取締役社長等を歴任される中で培われた豊富な経験と幅広い見識を活かすことで、独立した立場から、企業価値向上に資する助言・提言をいただけることが期待できるため、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。



8

ほりえまこと  
堀江誠

生年月日：1959年3月15日（満66歳）

再任

社外取締役

独立役員

## ■ 所有する当社の株式数

0株

## ■ 取締役会出席状況

11回／11回 (100%)

## ■ 社外取締役在任年数

1年

## ■ 略歴、当社における地位及び担当

1981年4月 住友商事株式会社入社  
 2003年4月 米国住友商事会社ヒューストン店長 兼 鋼管部門長  
 2009年4月 住友商事株式会社 理事 鉄鋼第三／第二本部長補佐鉄鋼第三／第二事業企画部長  
 2012年4月 同社 執行役員 鉄鋼第三本部長 兼 住商スチール株式会社 代表取締役社長  
 2015年6月 同社 代表取締役常務執行役員金属事業部門長

2017年6月 同社 専務執行役員金属事業部門長  
 三井住友ファイナンス＆リース株式会社 代表取締役会長  
 2019年6月 三井住友ファイナンス＆リース株式会社 特別顧問  
 2022年6月 トヨーカネツ株式会社 特別顧問（現任）  
 2023年7月 KTX株式会社 顧問（現任）  
 2024年6月 当社社外取締役（現任）

## ■ 重要な兼職の状況

トヨーカネツ株式会社 特別顧問 KTX株式会社 顧問

## ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

堀江誠氏は、他社での代表取締役社長等を歴任される中で培われた豊富な経験とグローバルなビジネス経験等の経営に係る知見を活かすことで、独立した立場から、企業価値向上に資する助言・提言をいただけることが期待できるため、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。



9

まさい たかこ  
政井 貴子

生年月日：1965年3月8日（満60歳）

再任

社外取締役  
独立役員

## ■ 所有する当社の株式数

0株

## ■ 取締役会出席状況

11回／11回 (100%)

## ■ 社外取締役在任年数

1年

## ■ 略歴、当社における地位及び担当

1988年11月	ノヴァ・スコシア銀行東京支店入行	2021年 7月	飛島建設株式会社 社外取締役
1989年 7月	トロント・ドミニオン銀行東京支店 入行		Sim Kee Boon Institute for Financial Economics, Advisory Board member (現任)
1998年 3月	クレディ・アグリコル・インドスエズ銀行（現クレディアグリコル・CIB）東京支店金融商品営業部長	2021年 8月	ブラックロック・ジャパン株式会社 社外取締役
2007年 5月	株式会社新生銀行（現株式会社SBI新生銀行）キャピタルマーケット部長	2021年 8月	SBI金融経済研究所株式会社 理事長（現任）
2013年 4月	同行 執行役員市場営業本部 市場調査室長	2022年 4月	実践女子大学客員教授
2015年 7月	同行 執行役員金融市場調査部長	2024年 3月	公益社団法人 日本プロサッカーリーグ 理事（現任）
2016年 6月	日本銀行 政策委員会審議委員	2024年 6月	当社社外取締役（現任）
2021年 6月	SBI金融経済研究所株式会社 取締役（現任）	2024年 6月	川崎汽船株式会社 社外取締役（現任）
2021年 7月	株式会社三菱ケミカルホールディングス（現三菱ケミカルグループ株式会社）社外取締役	2024年 8月	ビーウィズ株式会社 社外取締役監査等委員（現任）
		2024年10月	飛島ホールディングス株式会社 社外取締役（現任）

## ■ 重要な兼職の状況

SBI金融経済研究所株式会社 取締役理事長  
飛島ホールディングス株式会社 社外取締役

川崎汽船株式会社 社外取締役

ビーウィズ株式会社 社外取締役監査等委員

## ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

政井貴子氏は、外資系銀行、国内銀行及び日本銀行などの金融業界において要職を歴任される中で培われた豊富な経験と高度な専門性、幅広い見識を活かすことで、独立した立場から、企業価値向上に資する助言・提言をいただけることが期待できるため、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。



10

いわた よしひろ  
岩田 義浩

生年月日：1961年8月21日（満63歳）

新任

社外取締役

独立役員

## ■ 所有する当社の株式数

—

## ■ 取締役会出席状況

—

## ■ 在任年数

—

## ■ 略歴

1984年 4月 サッポロビール株式会社（現サッポロホールディングス株式会社）入社  
 2006年 3月 サッポロビール株式会社 経営戦略部長  
 2011年 3月 サッポロホールディングス株式会社 経営戦略部長 兼  
 　サッポロインターナショナル株式会社 取締役  
 2014年 3月 サッポロインターナショナル株式会社 代表取締役社長 兼  
 　サッポロホールディングス株式会社 取締役 兼  
 　グループ執行役員

2016年 3月 ポッカサッポロフード＆ビバレッジ株式会社 取締役  
 　専務執行役員  
 2017年 1月 同社 代表取締役社長 兼 サッポロホールディングス  
 　株式会社 グループ執行役員  
 2017年 3月 同社 代表取締役社長 兼 サッポロホールディングス  
 　株式会社 グループ常務執行役員  
 2020年 3月 サッポロホールディングス株式会社 常務取締役  
 2022年 3月 同社 顧問（現任）

## ■ 重要な兼職の状況

サッポロホールディングス株式会社 顧問

## ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

岩田義浩氏は、他社での代表取締役社長等を歴任される中で培われた豊富な経験とグローバルなビジネス経験等の経営に係る知見を活かすことで、独立した立場から、企業価値向上に資する助言・提言をいただけることが期待できるため、同氏を社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 織田直祐氏、堀江誠氏、政井貴子氏及び岩田義浩氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、織田直祐氏、堀江誠氏及び政井貴子氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する責任限定契約を締結しております。
- 当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額になります。
- 本総会において織田直祐氏、堀江誠氏及び政井貴子氏の選任が承認された場合には、各氏との当該契約を継続する予定であります。
- また、岩田義浩氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の概要は、事業報告の「IV 会社役員に関する事項」－「(4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項」に記載のとおりであります。
- また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。各候補者が選任された場合には、候補者各氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
5. 当社は、織田直祐氏、堀江誠氏及び政井貴子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本総会において各氏の選任が承認された場合には、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。また、岩田義浩氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、岩田義浩氏の選任が承認された場合には、当社は岩田義浩氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
6. 政井貴子氏の戸籍上の氏名は、西田貴子であります。

## 第4号議案

## 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	属性	現在の当社における地位等
1	たなか ゆきひろ 田中 幸広	男性	新任	常勤監査役
2	さむら ようすけ 木村 洋介	男性	新任	名古屋支店長
3	たけい よういち 武井 洋一	男性	新任 社外取締役 独立役員	社外取締役
4	おかだ きょうこ 岡田 恭子	女性	新任 社外取締役 独立役員	社外監査役
5	のぐち よしひろ 野口 昌邦	男性	新任 社外取締役 独立役員	社外監査役



1

たなか ゆきひろ  
田中 幸広

生年月日：1957年5月15日（満68歳）

新任

■ 所有する当社の株式数

21,200株

■ 取締役会出席状況

14回／14回 (100%)

■ 監査役会出席状況

10回／10回 (100%)

■ 監査役在任年数

1年

### ■ 略歴、当社における地位及び担当

1980年 4月 当社入社  
2006年 6月 当社取締役人事部長 兼 東京本社総務部担当  
2010年 4月 当社取締役出版用紙営業本部長  
2013年 4月 当社九州支店長  
2015年 6月 当社執行役員総務本部長  
2017年 5月 当社執行役員経営企画本部長  
2017年 6月 当社取締役経営企画本部長 兼 安全環境統括部担当

2019年 4月 当社取締役コーポレート部門経営企画本部長  
2021年 4月 当社取締役常務執行役員コーポレート部門経営企画本部長  
2021年 6月 当社取締役常務執行役員コーポレート部門総務人事本部長  
2023年 6月 当社取締役常務執行役員コーポレート部門総務人事本部長 兼 リスク・コンプライアンス担当  
2024年 6月 当社常勤監査役（現任）

### ■ 重要な兼職の状況

### ■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

田中幸広氏は、当社及びグループ会社での営業部門、管理部門の各領域において豊富な経験と知見を有していることから、実効性のある監査業務を遂行していくだけると判断し、同氏を監査等委員である取締役候補者といたしました。



2

きむら ようすけ  
木村 洋介

生年月日：1961年2月11日（満64歳）

新任

■ 所有する当社の株式数

5,500株

■ 取締役会出席状況

—

■ 監査役会出席状況

—

■ 在任年数

—

### ■ 略歴、当社における地位及び担当

1984年 4月 当社入社  
1999年 1月 当社秘書室長代理  
2002年 7月 当社板紙営業本部板紙第一部長代理  
2003年12月 当社大阪支店板紙部長

2005年 7月 当社四国本社財務部長  
2011年 6月 当社執行役員 四国本社財務部長  
2016年 4月 当社執行役員 洋紙事業部新聞用紙営業本部長  
2018年10月 当社名古屋支店長（現任）

### ■ 重要な兼職の状況

### ■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

木村洋介氏は、当社での営業部門、管理部門の各領域において豊富な経験と知見を有していることから、実効性のある監査業務を遂行していくだけると判断し、同氏を監査等委員である取締役候補者といたしました。



3

たけい よういち  
武井 洋一

生年月日：1961年6月10日（満63歳）

新任

社外取締役  
独立役員

■ 所有する当社の株式数

—

■ 取締役会出席状況

14回／14回 (100%)

■ 監査役会出席状況

—

■ 社外取締役在任年数

5年

### ■ 略歴、当社における地位及び担当

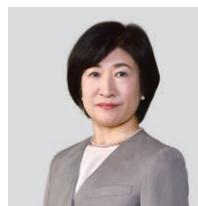
1993年 4月	弁護士登録（第一東京弁護士会）岩田合同法律事務所入所	2006年 6月	山崎金属産業株式会社 社外監査役（現任）
2000年 4月	明哲総合法律事務所 パートナー弁護士（現任）	2013年 6月	日本トムソン株式会社 社外取締役（現任）
2003年 6月	日本トムソン株式会社 社外監査役	2020年 6月	当社社外取締役（現任）

### ■ 重要な兼職の状況

明哲総合法律事務所 パートナー弁護士	山崎金属産業株式会社 社外監査役
日本トムソン株式会社 社外取締役	株式会社日本貿易保険 社外監査役

### ■ 監査等委員である社外取締役候補とした理由及び期待される役割

武井洋一氏は、弁護士としての専門知識と、他社の役員を歴任される中で培われた高い視座、幅広い経験を活かすことで、独立した立場から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者といたしました。



4

おかだ きょうこ  
岡田 恭子

生年月日：1959年7月26日（満65歳）

新任

社外取締役  
独立役員

■ 所有する当社の株式数

—

■ 取締役会出席状況

13回／14回 (93%)

■ 監査役会出席状況

13回／14回 (93%)

■ 監査役在任年数

5年

### ■ 略歴、当社における地位及び担当

1982年 4月	株式会社資生堂入社	2019年 6月	日鉄ソリューションズ株式会社 社外監査役
2011年10月	同社企業文化部長	2020年 6月	当社社外監査役（現任）
2015年 4月	同社総務部秘書室部長	2021年 6月	株式会社ジャックス 社外取締役（現任）
2015年 6月	同社常勤監査役	2022年 6月	日本電気株式会社 社外監査役
2018年 6月	公益財団法人日本対がん協会 理事	2023年 6月	同社社外取締役（現任）
2019年 6月	株式会社SUBARU 社外監査役		

### ■ 重要な兼職の状況

株式会社ジャックス 社外取締役

### ■ 監査等委員である社外取締役候補とした理由及び期待される役割

岡田恭子氏は、CSR、企業文化に関する幅広い知見、他社の役員を歴任された中で培われた豊富な経験を活かすことで、独立した立場から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者といたしました。



5

の ぐ ち よ し く に  
野 口 昌 邦

生年月日：1966年10月10日（満58歳）

新任

社外取締役  
独立役員

■ 所有する当社の株式数

—

■ 取締役会出席状況

11回／11回 (100%)

■ 監査役会出席状況

10回／10回 (100%)

■ 監査役在任年数

1年

### ■ 略歴、当社における地位及び担当

1990年10月 英和監査法人（現 有限責任あづさ監査法人）入社  
1997年4月 公認会計士登録  
2005年6月 有限責任あづさ監査法人パートナー 就任

2023年9月 野口公認会計士事務所 代表（現任）  
2024年6月 当社社外監査役（現任）

### ■ 重要な兼職の状況

野口公認会計士事務所 代表

### ■ 監査等委員である社外取締役候補とした理由及び期待される役割

野口昌邦氏は、監査法人でのパートナーとしての経験、財務及び会計に関する高い知見を活かすことで、独立した立場から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 武井洋一氏、岡田恭子氏及び野口昌邦氏は、社外取締役候補者であります。
3. 武井洋一氏は、社外役員となること以外の方法で経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門知識と、他社の役員を歴任された中で培われた高い視座、幅広い経験を活かすことで、独立した立場から、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
4. 野口昌邦氏は、社外役員となること以外の方法で経営に関与した経験はありませんが、監査法人でのパートナーとしての経験、財務及び会計に関する高い知見を活かすことで、独立した立場から、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
5. 当社は、田中幸広氏、武井洋一氏、岡田恭子氏及び野口昌邦氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する責任限定契約を締結しております。
- 当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、10百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額になります。
- 本総会において、武井洋一氏の選任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。
- また、田中幸広氏、木村洋介氏、岡田恭子氏及び野口昌邦氏の選任が承認された場合には、当社は各氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の概要は、事業報告の「IV 会社役員に関する事項」－「(4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項」に記載のとおりであります。
- また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。各候補者が選任された場合には、候補者各氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
7. 当社は、武井洋一氏、岡田恭子氏及び野口昌邦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 本総会において各氏の選任が承認された場合には、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

<ご参考>

## 当社における取締役選任方針について

当社の取締役候補者は、次の指名方針に沿って、幅広い多様な人材の中から、取締役会の決議により決定するものとし、決定にあたっては、独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名委員会における答申を受けるものとします。

①当社グループの経営管理及び事業運営に関する豊富な知識、経験を有する者

②業務における社会的な責任・使命を理解し、高い倫理観に基づいて、経営管理及び事業運営を公正かつ的確に遂行し得る者

## 当社における独立社外取締役選任方針について

当社の独立社外取締役候補者は、次の指名方針に沿って、幅広い多様な人材の中から、取締役会の決議により決定するものとします。

①当社の独立性判断基準\*を満たし、一般株主との間で利益相反が生ずるおそれがないと認められる者

②当社の経営理念を理解し、当社グループの社会的な責務や役割に十分な理解を有する者

③社外取締役としての役割を十分認識し、企業経営、経済、法務、会計、税務、監査等の分野における知識や活動を活かして、当社の取締役の業務執行及び経営を監督し、的確・適切な意見、助言を行い得る者

\*当社のコーポレートガバナンス基本方針にて定めている独立社外取締役の独立性基準は以下のとおりです。

当社は、独立社外取締役候補者の選定にあたり、以下の要件を勘案して独立性を判断します。

1. 当社グループと重大な利害関係がなく、実質的な独立性を確保できること。具体的には、次の各項目のいずれにも該当しないこと。

1) 当社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当社の主要な取引先若しくはその業務執行者

2) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）

3) 当社の主要株主の業務執行者（業務執行者でない取締役を含む。）

4) 最近において上記1) から3) までに該当していた者

5) 次のaからcまでのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者

a 上記1) から4) までに掲げる者

b 当社の子会社の業務執行者

c 最近において上記b又は当社の業務執行者に該当していた者

## ご参考 | 本株主総会後の取締役に期待する分野

以下の表は、各取締役の実績・経験に基づき、当社グループの長期ビジョン「Daio Group Transformation2035」の実現に向けて、各取締役に特に期待する分野を示したものです。

氏名	若林 賴房	山崎 浩史	石田 厚	藤田 浩幸	棚橋 敏勝	品川 舟平
役位	代表取締役 社長執行役員	代表取締役 副社長執行役員	取締役 常務執行役員	取締役 常務執行役員	取締役 常務執行役員	取締役 常務執行役員
独立性						
当社が特に期待する分野	1 企業経営	●	●	●	●	
	2 経営企画・M&A	●		●		●
	3 営業・マーケティング	●		●	●	
	4 製造・技術開発		●		●	●
	5 財務・会計	●				●
	6 人事・人財開発	●	●			
	7 法務・リスク管理		●		●	●
	8 海外事業・国際経験	●	●	●		
	9 サステナビリティ・ESG	●	●		●	
	10 IT・DX			●		●

								
織田 直祐	堀江 誠	政井 貴子	岩田 義浩	田中 幸広	木村 洋介	武井 洋一	岡田 恭子	野口 昌邦
社外取締役	社外取締役	社外取締役	社外取締役	取締役 監査等委員	取締役 監査等委員	社外取締役 監査等委員	社外取締役 監査等委員	社外取締役 監査等委員
●	●	●	●			●	●	●
●	●		●					
●	●		●	●		●		
●	●				●			
		●	●		●	●		●
		●		●	●	●		
	●	●		●	●	●	●	
●				●	●	●	●	●
				●			●	
				●		●	●	●

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2021年6月29日開催の第110回定時株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役分72百万円以内）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、これを廃止し、新たに監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬額を年額500百万円以内（うち社外取締役分72百万円以内）と決定させていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給基準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、過半数が独立社外取締役で構成される報酬委員会の審議を経て取締役会で決議しており、相当であるものと判断しております。

また、当社は2025年5月27日開催の取締役会において、第2号議案「定款一部変更の件」及び本議案ないし第7号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬等の額設定、制度一部変更及び継続の件」の承認可決を条件として、「取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針」（現行の内容については事業報告Ⅳ会社役員に関する事項に記載のとおり）を第7号議案後掲の【ご参考】に記載のとおり変更することを決議しており、本議案は、当該方針に基づいて金銭報酬を支給するために必要かつ合理的なものになっております。

現在の取締役は10名（うち社外取締役は4名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役の員数は10名（うち社外取締役4名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第6号議案

## 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行することから、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬額を年額100百万円以内と決定させていただきたいと存じます。本議案は、当社の事業規模並びに監査等委員である取締役の役割及び職責、世間水準及び経済情勢等を勘案したものであり、相当であると判断しています。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は5名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第7号議案

### 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬等の額設定、制度一部変更及び継続の件

#### 1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（社外取締役を除きます。）の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「株式報酬」で構成されており、このうち「株式報酬」につきましては、2019年6月27日開催の第108回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対する報酬として、信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を、株主の皆さまのご承認をいただき（同株主総会の承認決議を、以下、「前回決議」といいます。）、現在に至るまで運用しております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、これに伴い、本制度に係る報酬枠を、その内容を一部変更したうえで、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、本議案において「取締役」といいます。）に対する報酬枠として改めて設定し、継続することにつき、ご承認をお願いするものです。

なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものいたします。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として導入したものです。

本議案による本制度の変更により、本制度に基づき取締役に交付する株式の数を、当社の業績に連動させるものとし、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動制をより明確にし、業績目標達成へのインセンティブを高めることを趣旨としております。

本議案は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」においてご承認をお願いしております、監査等委員でない取締役の報酬の限度額（年額500百万円以内（うち社外取締役分については年額72百万円以内））とは別枠で、2026年3月末日から2029年3月末日（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役に対して、変更後の本制度による株式報酬を支給するというものです。

本議案の内容は、上記の本制度の変更目的、当社の事業規模、役員報酬体系、支給基準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、過半数が独立社外取締役で構成される報酬委員会の審議を経て取締役会で決議しており、相当であるものと判断しております。

また、当社は、2025年5月27日開催の取締役会において、第2号議案「定款一部変更の件」及び第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」ないし本議案の承認可決を条件として、「取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針」（現行の内容については事業報告Ⅳ会社役員に関する事項に記載のとおり）を本議案後掲の【ご参考】に記載のとおり変更することを決議しており、本議案は、当該方針に沿う内容の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっております。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、本制度の対象となる取締役は6名となります。

※本議案が原案どおり承認可決された場合、当社と委任契約を締結している執行役員（以下、「執行役員」といいます。）に対しても同様の株式報酬制度を一部変更のうえ継続する予定です。

2. 変更後の本制度における報酬等の額・内容等

以下のとおり、従前の本制度の内容を一部変更いたします。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（2019年の本制度導入時に設定済みです。以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者（注）	当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）
② 対象期間	2026年3月末日に終了する事業年度から2029年3月末日に終了する事業年度まで
②の対象期間（4事業年度）及び変更前の本制度における2024年6月27日から2025年6月26日	
③ までの対象期間において、①の対象者（注）に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金440百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり104,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

注：監査等委員会設置会社に移行するまでの期間については、前回決議のとおり、社外取締役を除く取締役を対象としています。

(2) 当社が拠出する金銭の上限

当社は、前回決議に基づき、設定済みの本信託の信託期間を延長しておりますが、本制度により取締役に支給する株式報酬として交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金440百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として追加信託することといたします。なお、当該金額（合計金440百万円）には、変更前の本制度における2024年6月27日から2025年6月26日までを対象期間とする取締役に対する報酬としての当社株式取得資金を含みます。本信託は、当社が信託した金銭を原資（上記のとおり当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託内に残存している金銭を含みます。）として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に追加信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、執行役員に対して交付するために必要な当社株式の取得資金も合わせて追加信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、現在の対象期間後も、新たな対象期間（5事業年度以内とします。）を都度定めるとともに、これに伴い本信託の信託期間をさらに延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することができます。この場合、当社は、当該新たな対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該新たな対象期間の事業年度数に金88百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加信託し、下記（3）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように新たな対象期間の設定により本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

### （3）取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

#### ① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。なお、本定時株主総会終結以降に、本定時株主総会終結までの職務執行に対するポイントを前回決議の範囲内で付与することがあります。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり104,000ポイントを上限とします。

#### ② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイント（なお、前回決議に基づき付与されたポイントを含みます。）の数に応じて、下記③の手続に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

#### ③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記②の当社株式の交付は、各取締役が原則としてその退任時に所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することができます。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代

わり金銭で交付することがあります。

### (4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

### (5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以上

#### 【ご参考】「取締役の個人別の報酬等の決定方針」について

2025年5月27日開催の取締役会で、本定時株主総会にお諮りしている第2号議案、第5号議案、第6号議案及び第7号議案の承認可決を条件として、取締役の個人別の報酬等の決定方針の内容を変更することを決議しております。変更後の取締役の個人別の報酬等の決定方針の内容は以下に記載のとおりです。

#### 「取締役の個人別の報酬等の決定方針」

##### <基本方針>

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬等については、当社の企業価値向上に資するべく、業績向上に対する意欲を高め、優秀な人財を確保するための報酬体系とすることを原則とし、経営環境、業績、従業員に対する処遇との整合性等を考慮して適切な水準を定めることを基本方針としています。

##### 1. 基本報酬の算定方法の決定に関する方針

- ・常勤取締役は、役員報酬規程において役位別に定めた一定額を支給します。
- ・代表権をもつ場合には、一定の加算を行うものとします。
- ・社外取締役の報酬は基本報酬のみとしており、社内に設置された委員会の委員就任状況を基準に一定額を支給します。

2. 賞与に係る業績指標の内容、及び賞与の算定方法の決定に関する方針
  - ・単年度の当社の業績に連動する年次インセンティブ報酬の業績評価指標（KPI）は企業活動の成果を表す連結営業利益と企業活動の源泉である連結売上高とします。
  - ・また、両KPIの評価ウェイトは全役位一律で連結営業利益：連結売上高=80：20とし、それぞれのKPIにかかる業績目標値に対する達成度等に応じて0～150%の範囲で変動する支給率に基づき、支給額の算定を行います。
  - ・前期連結決算において多額の特別損失が発生した場合には賞与を減額もしくは支給しないことがあります。
3. 非金銭報酬の内容、及び非金銭報酬の算定方法の決定に関する方針
  - ・当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度を、常勤取締役を対象に導入しています。
  - ・取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位に応じたポイントに業績連動部分を追加し付与します。業績連動部分のポイントは、中長期的な業績向上と企業価値の増大に対するインセンティブを付与することを目的として、ROIC指標及びESG指標（CO2削減率目標の達成率、エンゲージメント指標達成度）の業績達成基準を定めた当社株式交付規程等に従って付与されます。

付与ポイント = 役位別に定める株式報酬額 ÷ 当該信託の保有する当社株式1株当たりの帳簿価格

  - ・1ポイントは当社株式1株とします。
  - ・取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり104,000ポイントを上限とします。
  - ・株式報酬交付時、一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。
  - ・海外勤務者については、役位別に定める株式報酬額から日本において受領した場合に賦課されると考えられる税相当額を控除した額を金銭にて支給します。
4. 基本報酬、賞与、非金銭報酬の割合の決定に関する方針
  - ・業務執行取締役の種類別の報酬割合については、第三者機関実施による役員報酬サーベイに基づき、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、種類、業績によって業績連動のウェイトが高まる構成としています。
5. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針
  - ・月額報酬は、当月支給です。
  - ・賞与は、前年7月分～6月分を7月に支給します。  
ただし、算定時に使用する評価は前事業年度期間です。
  - ・株式報酬は、株式交付規程に定めるポイント付与日にポイント付与を行うものとし、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時としています。

・株式報酬制度対象者のうち次のいずれかに該当する者については、取締役会の決議により、それまでに付与されたいたポイントの全部又は一部は失効するとともに以降のポイント付与も行われないものとし、失効したポイントに係る受益権を取得しないものとしています。

- 1) 当社に損害を与えたことに起因して取締役を解任され又は辞任する者
- 2) 違法行為、競業避免義務違反等、当社に対して不利益、不都合の所為があつた者
- 3) 自己の疾病や親族の介護等やむを得ない理由を除く自己の都合で取締役を辞任する者

### 6. 取締役の報酬内容決定の委任に関する事項

#### 1) 委任を受ける者の氏名又は当該株式会社における地位及び担当

- ・任意の委員会である報酬委員会

報酬委員会委員

委員長：社外取締役 織田直祐

委 員：社外取締役 堀江誠、政井貴子、岩田義浩

代表取締役社長執行役員 若林頼房

#### 2) 委任する権限の内容

- ・常勤取締役及び執行役員（雇用型除く）の個人別の報酬等の額
- ・常勤取締役及び執行役員（雇用型除く）の個人別の報酬等に関する評価

#### 3) 権限が適切に行使されるようにするための措置

- ・報酬委員会は、社外取締役を委員長とし、委員の過半数は社外取締役で構成します。
- ・報酬委員会は、透明性と公正性を確保するため、社外取締役の比率を高めることにより、独立性を強化しています。
- ・報酬委員会は、監査等委員会委員長がオブザーバーとして参加し、審議内容を共有化できる構成とします。
- ・個人別の報酬決定に関する事項は、役員報酬規程及び取締役等株式交付規程、海外勤務者規程にて定め、これによって行うものとします。また、これら規程の取締役報酬に関する規定の改廃の決議は、取締役会にて行うものとします。

### 7. 個人別の報酬内容の決定方針

・賞与に係る目標は報酬委員会の審議、評価は報酬委員会委員との個別面談及び委員会審議を経て決定します。

・報酬水準や報酬制度の設計に際しては、第三者機関実施による役員報酬サーベイに基づき、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業群と比較して決定します。

### 8. その他報酬の決定に関する重要な事項

・役員報酬規程に基づき、会社の業績その他必要に応じて、臨時に減額することがあります。

## I 当社グループの現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、経営理念“世界中の人々へ やさしい未来をつむぐ”の実現に向け、2035年をターゲットとする長期ビジョン「Daio Group Transformation 2035」を策定し、当連結会計年度より開始する第5次中期事業計画（対象期間は2024年度から2026年度）において「営業キャッシュ・フロー創出力強化」「将来成長のための厳選した投資の実行」「財務基盤の強化」をテーマに掲げ、経営基盤の再構築に向けて各施策を実行しています。

当連結会計年度の連結業績については、売上高は前年同期並みとなったものの、紙・板紙事業における国内需要の減退及び原燃料価格の高止まり等の影響に加え、ホーム＆パーソナルケア（H&PC）事業の海外事業では構造改革を推進中であり、営業利益・経常利益は減益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、これらに加え、在外子会社株式並びに固定資産の一部譲渡に伴う損失見込額を計上したこと等により減益となりました。

当連結会計年度の連結業績は、以下のとおりです。

#### 連結売上高

**668,912**百万円

前年同期比 0.4%減 

#### 連結営業利益

**9,807**百万円

前年同期比 31.7%減 

#### 連結経常利益

**4,530**百万円

前年同期比 52.9%減 

#### 親会社株主に帰属する当期純損失（△）

**△11,197**百万円

前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益 4,472百万円

セグメントの状況は、次のとおりであります。

## 紙・板紙事業

### 売上高

**351,166** 百万円 前年同期比1.2%減

### セグメント利益

**8,887** 百万円 前年同期比44.4%減

#### 主要製品

新聞用紙、印刷用紙、包装用紙、板紙、段ボール、パルプ等



#### ● 売上高

355,307

2023年度  
第113期

**351,166**

2024年度  
第114期

(単位：百万円)

#### ● セグメント利益

15,974

2023年度  
第113期

**8,887**

2024年度  
第114期

(単位：百万円)

売上高は351,166百万円（前年同期比1.2%減）、セグメント利益は8,887百万円（前年同期比44.4%減）となりました。主要な部門別の状況は次のとおりです。

紙・板紙事業において、新聞用紙はデジタル化の進展やネット広告の定着化等といった構造的要因により発行部数及び販賣数が減少しており、販賣数量・売上高ともに前年同期を下回りました。洋紙（新聞用紙を除く）は国内需要の減退は継続していますが、輸出販売増加により販賣数量は前年同期を上回り、売上高は前年同期並みとなりました。包装用紙は需要が減少する中、環境配慮型製品や機能材分野及び輸出販売の増加により、販賣数量・売上高ともに前年同期を上回りました。板紙・段ボールは国内段ボール需要の低迷が継続していることに加え、輸出販売も中国及び東南アジア市場の停滞の影響を受けたこと等により、販賣数量・売上高ともに前年同期を下回りました。

これらの結果、紙・板紙事業では、売上高は前年同期並みとなり、セグメント利益は前年同期を下回りました。



新聞用紙



印刷用紙



包装用紙



段ボール

ホーム&  
パーソナルケア事業

## 売上高

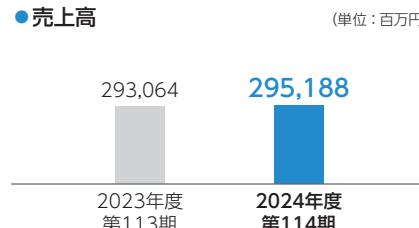
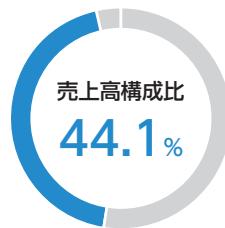
295,188 百万円 前年同期比0.7%増

## セグメント利益

△1,367 百万円 前年同期比-%

## 主要製品

衛生用紙、紙おむつ、フェミニンケア用品、ウエットワイプ、ペットケア用品等



売上高は295,188百万円（前年同期比0.7%増）、セグメント損失は△1,367百万円（前年同期はセグメント損失△4,087百万円）となりました。主要な部門別の状況は次のとおりです。

H&PC事業において国内事業では、衛生用紙は需要が拡大するソフトパックティッシュや長尺トイレットペーパー等の付加価値商品の販売が伸長するとともに、原燃料価格や物流費高騰を背景にした価格改定の浸透により、売上高は前年同期を上回りました。紙加工品については価格改定の定着化に取り組むとともに、生活者の要望を反映した新商品やリニューアル品が好評を得たほか、フェミニンケアやベビーケアでの企画品連続投入及び好調なヘルスケア関連商品が販売拡大を牽引しました。また、ペットケアは販売から1年が経ち、日本で唯一（注）のパンツタイプの犬用おむつを中心に導入店舗やEC市場においてユーザーの獲得が着実に進むとともに取扱店舗も増加したことから、販売数量・売上高ともに前年同期を上回りました。

（注）サイズ調整可能でお腹まわりにポケット構造ができるパンツ形状おむつとして先行技術調査及びMintel GNPDを用いた当社調べ（2023年4月）

海外事業では、ブラジルにおいて、衛生用紙、ベビーケア、フェミニンケア等の付加価値商品の販売が伸長し、中国・タイでは、付加価値商品を中心にフェミニンケアの拡販が進みました。一方、ブラジルレアル安等の為替換算影響があり海外事業全体の売上高は前年同期を下回りました。

これらの結果、H&PC事業の売上高は前年同期並みとなり、セグメント損失は縮小しました。



フェミニンケア用品



衛生用紙



紙おむつ

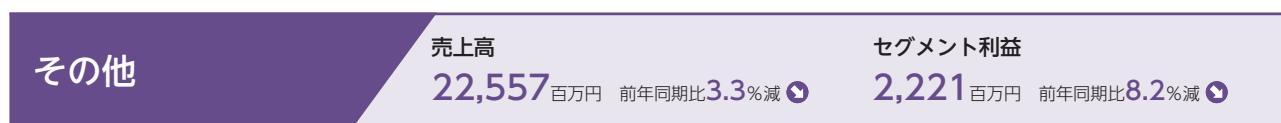


ウエットワイプ

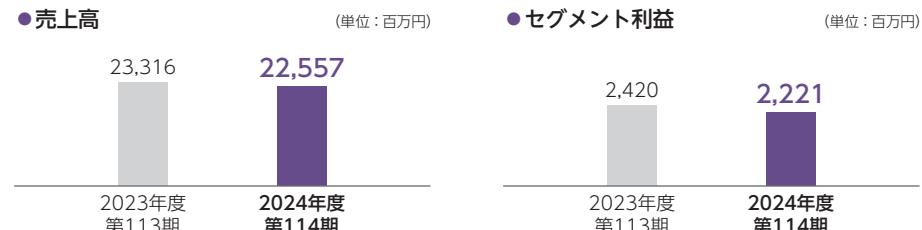
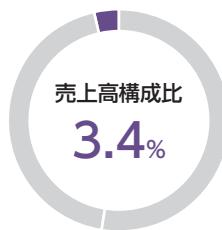


ペットケア用品





**主要製品** 木材事業、造林事業、機械事業、物流事業、売電事業、ゴルフ場事業、不動産賃貸事業他



売上高は22,557百万円（前年同期比3.3%減）、セグメント利益は2,221百万円（前年同期比8.2%減）となりました。

主に売電事業、機械事業、木材事業及び物流事業であり、木材事業における海外での木材チップの販売減少等により、売上高及びセグメント利益は前年同期を下回りました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきまして、総額34,584百万円の設備投資を行いました。その主な内容は、以下のとおりです。

セグメント名称	会社名	工事名	目的
紙・板紙	いわき大王製紙株式会社	バイオマスボイラー更新	発電設備復旧
紙・板紙	大王製紙株式会社	CNF複合樹脂製造設備設置	CNF複合樹脂の生産

## (3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

### ① 大王グループの事業部門戦略

当社グループは、2024年度に第5次中期事業計画を開始するにあたり、経営陣と従業員が常に同じ目線で目標を共有し、一丸となって業務に取り組むことが、企業価値を高めるための第一歩になると考え、第8次中期事業計画が終了する2035年度をターゲットとした長期ビジョン『Daio Group Transformation 2035』を策定しました。この長期ビジョンでは、エリアのTransformation、強みのTransformation、エネルギーのTransformation、価値創造の源泉の強化という4つのテーマに焦点を当てており、これらのテーマに取り組むことで2035年度に連結売上高1兆2,000億円、営業利益10%の達成を目指しています。

その中で、第5次中期事業計画を長期ビジョンの実現と第6次中期事業計画以降のさらなるステップアップに向けて力を蓄える3年間と位置付け、長期ビジョンのテーマでもある「Transformation」を実行していくための人財育成と財務を中心とした経営基盤の再構築に注力していくことを発表しました。

このような目標を掲げてスタートした第5次中期事業計画ですが、初年度の2024年度は洋紙、衛生用紙といったカテゴリーで価格改定に取り組んだ結果、紙・板紙事業は期初予想通り、H&PC国内事業は期初予想を上回る営業利益を確保することができました。しかし、当社の成長エンジンと位置付けているH&PC海外事業は中国事業で想定を上回る景気の後退や市場環境の変化に対応できず、2期連続で営業損失が100億円を超える結果となりました。また、H&PC海外事業の進捗の遅れから、第5次中期事業計画の当初目標である連結売上高7,400億円、営業利益300億円のうち、売

上高目標の達成ハードルが上がっています。加えて、メディア用途の紙の需要減少ペースの加速により、現在当社の屋台骨となっている紙・板紙の業績も長期にわたり安定的とは言えない状況にあります。

以上の事業環境、課題を認識した上で、第5次中期事業計画の残り2ヵ年で次の3点に取り組んでまいります。

まず、H&PC海外事業の構造改革の断行による適正化を図ります。経営、財務基盤の再建、強化を目的に2025年3月にH&PC海外事業の構造改革として中国事業の工場設備の一部売却と、トルコ事業の株式譲渡を決定しました。固定費の削減と不採算事業の整理を行うことでキャッシュ・フローを改善させます。2025年度は設備売却と株式譲渡を早期にクロージングさせ、構造改革効果の早期発現に取り組みます。

次に、H&PC国内事業における衛生用紙事業の収益性改善に取り組みます。2025年度は物流費、荷資材費の高騰を受け、再度の価格改定に取り組みます。ただし、単純な価格改定を進めることはシェアの喪失、需要減退につながるリスクがあるため、コロナ禍を経て需要が高まっているソフトパックティッシュ、トイレットペーパー長尺品といった生活者が求める商品を全国に、安定的に届けられるよう生産体制を整備し、他社との差別化を図りながら価格改定の浸透を図ります。

最後に、紙・板紙事業におけるパッケージ分野の収益拡大と新規事業への投資を進めます。人口の減少、ペーパーレス化の進行により、メディア用途の紙の需要減退は避けがたい一方で、EC化や脱プラスチックといったマクロトレンドによりパッケージ分野の需要は底堅く推移すると予想しています。段ボール原紙に加え、包装用紙分野の営業も強化し、パッケージ分野ト

ータルで収益拡大を図ります。また、2025年度にはCNF複合樹脂の商用プラントが稼働する予定です。当社が強みをもつ木質資源の有効活用の新たな形として、CNFやバイオリファイナリーといった新素材事業への投資を継続して行い、国内洋紙需要減退をカバーする新規事業の育成を急ぎます。

## ② 大王グループのサステナビリティ経営推進

当社のパーカスは、『「誠意と熱意」をもって「3つの生きる（衛生・人生・再生）」を成し遂げ、「やさしい未来」を実現する』です。当社では10のマテリアリティを特定しており、経営理念の4つの柱「ものづくりへのこだわり」「地域社会とのきずな」「安全で働きがいのある企業風土」「地球環境への貢献」を体現する中で、過去から取り組んできた社会課題解決とSDGsを連動させて取り組み、ありたい姿「やさしい未来」を実現していきます。

マテリアリティを含む、当社のサステナビリティ戦略については、大王グループ サステナビリティ・ビジョンをご覧ください。

<https://www.daio-paper.co.jp/csr/>

### a. 気候変動への対応

当社グループでは、「気候変動への対応」を経営上の最重要課題の一つとして認識し、マテリアリティの一つとして掲げ、省エネルギーの推進やバイオマス燃料の活用など、さまざまな環境配慮の取組みを進めています。また、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の枠組みに基づき、気候変動関連のリスク・機会の抽出と財務上の影響評価・対応策などを検討し、それらを経営戦略に織り込み取り組んでいます。

当社グループのTCFDへの対応については、当社ホームページをご覧ください。

<https://www.daio-paper.co.jp/csr/organic/tcf/>

地球温暖化対策の長期ビジョンである「2050年カーボンニュートラル」を目指すべく、そのマイルストーンとして、Scope 1+2 における「2030年化石由来CO2排出量46%削減（2013年度比）」を宣言し、ロードマップを開示しています。2050年までに、主要工場の三島工場で保有する石炭ボイラーアル3缶停止の方針を掲げ、再生可能エネルギー（継続した太陽光発電の導入など）や低炭素燃料（LNGなど）への燃料転換、省エネルギーを推進しています。また、経営理念の4つの柱の一つである「地域社会とのきずな」、マテリアリティの一つである「地域社会との共生」に基づき、移行期においては地域における廃棄物等を燃料とするリサイクルボイラーを導入し、「地域の化石由来CO2、GHG排出量削減への貢献」という視点での取組みにも注力しています。植林拡大によるCO2吸収・固定量増にも取り組み、2050年までにカーボンニュートラルを実現していきます。

### b. 人的資本への対応

当社グループは、個の成長実感と自己実現、すなわち「働きがい」と会社の成長とを好循環させることができ、企業の持続的成長及びパーカスの実現に繋がるという考え方のもと、「人権尊重と人財育成、社員への思いやり」をマテリアリティの一つとして掲げています。

価値創造の源泉は「人財」であるとの考え方のもと、変化や挑戦に前向きな人財が新たな価値創造に自律的に取り組み、そのような個が集団化して企業

変革を牽引することが企業価値の向上に繋がるとの考え方から、個々の挑戦を促し成長を支える人的資本経営に取り組んでいます。「人権尊重」はもとより、「個の尊重、会社と社員の公正かつ共創できる関係性」を土台に、「個の成長支援」「多様性の推進」「変革・挑戦の促進」を人財戦略の3本柱に掲げ、変化や変革に前向きな人財が自律的に活躍する組織風土を醸成し、社内外から「選ばれる会社」を目指して各施策を立案、実行しています。

## i. 個の成長支援

社員の学びの意欲と努力によるスキルの獲得が個人と会社双方の成長に繋がると考え、意欲・自発性を高める教育・成長機会の提供を人財育成の基本方針としています。第5次中期事業計画（2024～2026年度）の教育研修費は第4次中期事業計画時の約2.4倍を予定しており、「Daio Career Challenge」（キャリア選択社内公募制度）や通信教育受講補助制度等の手挙げ式の成長支援施策の拡充に加え、若手社員を対象とした海外語学研修の導入など、社員一人ひとりが画一的ではなく自律的にキャリア形成できる環境やツールの整備を進めています。

## ii. 多様性の推進

当社グループのH&PC商品の購買者は圧倒的に女性が多く、H&PC事業部門で女性が活躍することは事業の成長戦略に欠かせないため、当社グループの変革を進める上で女性活躍推進を最も重視しています。全部署で女性が実力を十分に発揮できる環境・働き方へ変革することが、性別・障がい・国籍・年齢などに影響されず、全ての社員が活躍する土壤を生み、新しい価値観や着眼点によるイノベーションの創出に繋がると考えています。

ダイバーシティ推進の目玉である「男性の育休取得100%目標」の宣言による男性の育児参画推進、異業種女性交流研修などによる女性リーダー層の育成に取り組んでいます。今後は、男女ともに育児や介護と仕事の両立課題も増加すると考えられることから、当事者への支援策と会社全体の理解促進に向けた施策を強化していきます。

## iii. 変革・挑戦の促進

会社を取り巻く環境が大きく変化している中、変化・挑戦のマインドをもった人財を多く生み出すために、求める人財像を「変化や挑戦に前向きな自律人財」と定義を見直し、「誰かの挑戦を後押しできる企業文化」への転換を進めています。評価・処遇制度改定により、挑戦に報い、積極性を評価する人事制度の構築と、対話を軸とした社員の挑戦を後押しできるような組織風土改革に取り組んでいます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ① 当社グループの財産及び損益の状況の推移

区分	2021年度 第111期	2022年度 第112期	2023年度 第113期	2024年度 第114期
売上高 (百万円)	612,314	646,213	671,688	668,912
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	37,696	△24,050	9,622	4,530
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純 損失 (△) (百万円)	23,721	△34,415	4,472	△11,197
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	142円91銭	△207円27銭	26円89銭	△67円29銭
総資産額 (百万円)	840,441	923,821	939,745	886,066
純資産額 (百万円)	266,704	244,960	260,086	249,713

(注) 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を第114期の期首より適用しており、第112期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値を記載しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	2021年度 第111期	2022年度 第112期	2023年度 第113期	2024年度 第114期
売上高 (百万円)	440,157	448,542	485,865	494,896
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	68,124	△10,486	9,496	235
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	61,670	△16,679	5,141	△32,663
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	371円11銭	△100円25銭	30円85銭	△195円89銭
総資産額 (百万円)	724,931	788,181	801,151	747,251
純資産額 (百万円)	229,461	210,714	216,174	179,909

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	本店所在地	セグメントの名称	資本金	議決権の所有割合(%)	主要な事業内容
エリエールプロダクト株式会社	愛媛県四国中央市	ホーム&パーソナルケア	30百万円	100.0	家庭紙製品の製造
株式会社EBS	東京都中央区	紙・板紙 ホーム&パーソナルケア	310百万円	100.0	紙・板紙製品及び家庭紙製品の仕入・販売
大王（南通）生活用品有限公司	中国	ホーム&パーソナルケア	160百万米ドル	100.0	家庭紙製品の製造・販売
サンテルS.A.	ブラジル	ホーム&パーソナルケア	6百万 ブラジルレアル	51.0	家庭紙製品の製造・販売
エリエール・インターナショナル・タイランドCo.,LTD	タイ	ホーム&パーソナルケア	2,945百万 タイバーツ	100.0 (17.9)	家庭紙製品の製造・販売
PT.エリエール・インターナショナル・トレーディング・インドネシア	インドネシア	ホーム&パーソナルケア	16,980億 インドネシアルピア	100.0 (0.0)	家庭紙製品の仕入・販売
PT.エリエール・インターナショナル・マニュファクチャリング・インドネシア	インドネシア	ホーム&パーソナルケア	8,067億 インドネシアルピア	100.0 (0.0)	家庭紙製品の製造・販売
エリエール・インターナショナル・ターキー・キセル・バクム・ウルンレリ・ウレティムA.S.	トルコ	ホーム&パーソナルケア	6,035百万 トルコリラ	100.0	家庭紙製品の製造・販売
フォレスター・アンチレLTDA.	チリ	その他	102,775千 米ドル	90.2	植林、チップの生産・販売

(注) 1. 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数です。

2. 2024年4月1日に、株式会社EBSを吸収合併存続会社、東京紙パルプインターナショナル株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。

### ③ その他

北越コーポレーション株式会社は、当社の議決権を24.8%所有しており、当社は北越コーポレーション株式会社の持分法適用の関連会社です。

## (7) 主要な事業内容

当社グループは、紙・板紙及び家庭紙製品の製造販売を主要な事業内容とし、これに関連する原材料の調達、物流及びその他の事業活動を展開しております。

セグメントの名称	事業内容
■ 紙・板紙	新聞用紙、印刷用紙、包装用紙、板紙、段ボール、パルプ他
■ ホーム＆パーソナルケア	衛生用紙、紙おむつ、フェミニンケア用品、ウエットワイプ、ペット用品他
■ その他	木材事業、造林事業、機械事業、物流事業、売電事業、ゴルフ場事業、不動産賃貸事業他

## (8) 主要な営業所及び工場

### ① 当社

名称	所在地	名称	所在地
東京本社	東京都	大阪支店	大阪府
四国本社	愛媛県	名古屋支店	愛知県
三島工場	愛媛県	九州支店	福岡県
可児工場	岐阜県		

### ② 子会社

名称	所在地	名称	所在地
いわき大王製紙株式会社	福島県	サンテルS.A.	ブラジル
エリエールプロダクト株式会社	愛媛県	フォレスター・アンチレLTDA.	チリ

## (9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

## ① 当社グループの従業員数

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
紙・板紙	4,681名	37名減
ホーム&パーソナルケア	5,801名	181名減
その他	1,447名	30名増
全社 (共通)	262名	7名増
合計	12,191名	181名減

(注) 従業員数は就業人員数です。

## ② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,332名	44名増	44.0歳	19.6年

(注) 従業員数は就業人員数です。

## (10) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	57,788百万円
株式会社あおぞら銀行	35,145百万円
農林中央金庫	34,495百万円
株式会社愛媛銀行	26,642百万円
株式会社伊予銀行	26,375百万円

## (11) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## II 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

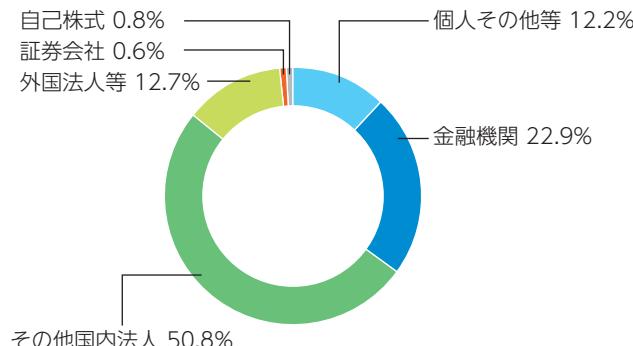
- (1) 発行可能株式総数 300,000,000株  
 (2) 発行済株式総数 169,012,926株  
 (3) 株主数 60,288名  
 (4) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
北越コーポレーション株式会社	41,589	24.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	11,902	7.1
大王海運株式会社	11,162	6.7
株式会社伊予銀行	7,072	4.2
株式会社愛媛銀行	6,920	4.1
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	6,008	3.6
愛媛製紙株式会社	5,331	3.2
カミ商事株式会社	4,700	2.8
兵庫製紙株式会社	3,179	1.9
兵庫パルプ工業株式会社	2,752	1.6
<b>合計</b>	<b>100,619</b>	<b>60.0</b>

(注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)、株式会社日本カストディ銀行 (信託口) の所有株式数は、信託業務に係る株式数です。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には株式交付信託により信託銀行が所有する株式は含まれておりません。

### (ご参考)

#### 所有者別株式分布状況



**(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況**

区分	株式の種類及び数	交付を受けた者の人数
取締役（社外取締役を除く）	当社普通株式 33,908株	2名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

**III 会社の新株予約権等に関する事項****(1) 会社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項**

該当事項はありません。

**(2) 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項**

該当事項はありません。

**(3) その他新株予約権等に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## IV 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	若林 賴房	
代表取締役副社長 副社長執行役員	山崎 浩史	コーポレート部門人事本部管掌 兼 資源購買本部管掌 兼 リスク・コンプライアンス管掌 兼 コーポレート部門総務本部長 兼 サステナビリティ推進本部長
取締役 常務執行役員	石田 厚	紙・板紙部門 紙・板紙事業部長 兼 コーポレート部門IT企画本部担当 兼 グローバルロジスティクス本部担当
取締役 常務執行役員	藤田 浩幸	ホーム&パーソナルケア部門 国内事業部長 兼 海外事業部担当
取締役 常務執行役員	棚橋 敏勝	生産部門担当 兼 生産本部長
取締役 常務執行役員	品川 舟平	コーポレート部門 経営企画本部長 兼 経営管理本部長
取締役	織田 直祐	JFE商事株式会社 社友 三菱地所株式会社 社外取締役
取締役	武井 洋一	明哲総合法律事務所 パートナー弁護士 山崎金属産業株式会社 社外監査役 日本トムソン株式会社 社外取締役 株式会社日本貿易保険 社外監査役
取締役	堀江 誠	トヨーカネツ株式会社 特別顧問 KTX株式会社 顧問
取締役	政井 貴子	SBI金融経済研究所株式会社 取締役理事長 実践女子大学 客員教授 川崎汽船株式会社 社外取締役 ビーワイズ株式会社 社外取締役監査等委員 飛島ホールディングス株式会社 社外取締役
常勤監査役	田中 幸広	
監査役	山川 洋一郎	古賀総合法律事務所 パートナー弁護士
監査役	岡田 恭子	株式会社ジャックス 社外取締役 日本電気株式会社 社外取締役
監査役	野口 昌邦	野口公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 取締役 織田直祐、取締役 武井洋一、取締役 堀江誠及び取締役 政井貴子の各氏は、社外取締役です。  
 2. 監査役 山川洋一郎、監査役 岡田恭子及び監査役 野口昌邦の各氏は、社外監査役です。  
 3. 当社は取締役 織田直祐、取締役 武井洋一、取締役 堀江誠、取締役 政井貴子、監査役 山川洋一郎、監査役 岡田恭子及び監査役 野口昌邦の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出しております。  
 4. 監査役 野口昌邦氏は公認会計士の資格を有していることにより、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 取締役 政井貴子氏は2025年3月31日付で実践女子大学 客員教授を退任しております。  
 6. 飛島ホールディングス株式会社は2024年10月1日付で単独株式移転により飛島建設株式会社により設立された同社の持株会社です。

## (2) 責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、その職務を行うにつき善意であります重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

## (3) 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

## (4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び当社グループの取締役、監査役並びに当社の執行役員その他重要な使用人を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については填補の対象外とすること等により、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないよう措置を講じております。なお、保険料は当社が全額を負担しております。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等の額

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社では、取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針は取締役会にて決定しており、常勤取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針については、取締役会での決定に先立って、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を社外取締役で構成する報酬委員会にて審議しております。

常勤取締役の個人別の報酬等の内容は、取締役会より委任を受けた報酬委員会が、取締役会決議により設けられた役員報酬規程及び常勤取締役株式交付規程、海外勤務者規程に基づいて決定しており、加えて報酬委員会には複数の社外監査役がオブザーバーとして委員とは異なる立場で参加し、審議内容をチェックしていることから、常勤取締役の個人別の報酬等の内容は、決定方針に沿うものであると判断しております。また、社外取締役の個人別の報酬等の内容は、取締役会にて決定しております。

## <基本方針>

取締役の報酬等については、当社の企業価値向上に資するべく、業績向上に対する意欲を高め、優秀な人材を確保するための報酬体系とすることを原則とし、経営環境、業績、従業員に対する処遇との整合性等を考慮して適切な水準を定めることを基本方針としております。

### a. 基本報酬の算定方法の決定に関する方針

- i. 常勤取締役は、役員報酬規程において役位別に定めた一定額を支給します。
- ii. 役位別の報酬額を基本として、その他手当の加算を行っています。
- iii. 代表権をもつ場合には、一定の加算を行うものとします。
- iv. 社外取締役の報酬は基本報酬のみとしており、社内に設置された委員会の委員就任状況を基準に一定額を支給します。

### b. 賞与に係る業績指標の内容、及び賞与の算定方法の決定に関する方針

- i. 客観性のある業績測定指標である「連結経常利益額」を使用します。
- ii. 前事業年度における連結経常利益額に、役員報酬規程に定める一定の割合を乗じることで、基準となる役位の取締役1人当たりの賞与額（賞与基準額）を算出します。個別の支給額は、賞与基準額に役位別に定めた役位倍率及び個人毎に決定する業績評価ランク別に定めた個人業績評価倍率を乗じることで算出します。
- iii. 前事業年度における連結経常利益が赤字の場合は賞与を支給しません。
- iv. 2024年度における業績連動報酬の指標とした2023年度連結経常利益額（業績予想）は、9,000百万円であったのに対して、実績は9,622百万円となりました。

### c. 非金銭報酬の内容、及び非金銭報酬の算定方法の決定に関する方針

- i. 常勤取締役を対象に、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度を導入しています。
- ii. 取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位に応じたポイントを付与します。  
付与ポイント = 役位別に定める株式報酬額 ÷ 当該信託の保有する当社株式1株当たりの帳簿価格
- iii. 1ポイントは当社株式1株とします。
- iv. 取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり104,000ポイントを上限とします。

- v. 株式報酬交付時、一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することができます。
- vi. 海外勤務者については、役位別に定める株式報酬額から日本において受領した場合に賦課されると考えられる税相当額を控除した額を金銭にて支給します。

d. 基本報酬、賞与、非金銭報酬の割合の決定に関する方針

業績及び企業価値向上のインセンティブとなるよう、賞与は連結経常利益額に連動して決定しており、業績向上に伴って賞与の割合が高まる設計としています。

連結経常利益額（2024年度業績予想）達成時の割合

月額	賞与	株式
81%	4%	15%

※役位によって若干異なります。

e. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

- i. 月額報酬は、当月支給です。
- ii. 賞与は前年7月分～6月分を7月に支給します。ただし、算定時に使用する評価は前事業年度期間です。
- iii. 株式報酬は、取締役へのポイント付与の時期は定時株主総会開催日とし、取締役が当社株式の交付を受ける時期は原則として取締役の退任時としております。
- iv. 株式報酬制度対象者のうち次のいずれかに該当する者については、取締役会の決議により、それまでに付与されていたポイントの全部又は一部は失効するとともに以降のポイント付与も行われないものとし、失効したポイントに係る受益権を取得しないものとしております。
  - (ア) 当社に損害を与えたことに起因して取締役を解任され又は辞任する者
    - (イ) 違法行為、競業避免義務違反等、当社に対して不利益、不都合の所為があった者
    - (ウ) 自己の疾病や親族の介護等やむを得ない理由を除く自己の都合で取締役を辞任する者

f. 個人別の報酬内容の決定方針

- i. 賞与に係る目標は報酬委員会の審議、評価は報酬委員会委員との個別面談及び委員会審議を経て決定します。
- ii. 報酬水準や報酬制度の設計に際しては、外部専門機関、政府機関等の客観的な報酬データを参考に、従業員規模を中心に類似性の高い企業群と比較して決定します。

## g. その他報酬の決定に関する重要な事項

役員報酬規程に基づき、会社の業績その他必要に応じて、臨時に減額することがあります。

## h. 監査役の個人別の報酬等の決定方針

監査役の報酬は、常勤・社外の別に応じた職務内容を勘案し、固定額の基本報酬のみとしており、監査役の協議によって決定しております。

### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額（基本報酬及び賞与）は、年額500百万円（2021年6月29日第110回定時株主総会決議、同株主総会終結時の取締役の員数は12名）です。また、これとは別に、社外取締役を除く取締役に対する株式報酬制度に係る報酬限度額は、年額88百万円（2019年6月27日第108回定時株主総会決議、同株主総会終結時の社外取締役を除く取締役の員数は13名）です。

監査役の報酬限度額は、年額65百万円（2016年6月29日第105回定時株主総会決議、同株主総会終結時の監査役の員数は5名）です。

### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

#### a. 委任を受ける者の氏名並びに当該株式会社における地位及び担当

任意の委員会である報酬委員会

報酬委員会委員

委員長：社外取締役 織田直祐

委員：社外取締役 武井洋一、代表取締役社長 社長執行役員 若林頼房

（オブザーバー：社外監査役 山川洋一郎、社外監査役 岡田恭子）

#### b. 委任する権限の内容

i. 常勤取締役並びに常務執行役員以上の執行役員の個人別の報酬等の額の決定

ii. 常勤取締役並びに常務執行役員以上の執行役員の個人別の報酬等に関する評価

#### c. 委任の理由

取締役の報酬の決定に対する客観性・透明性を高めるため。

d. 権限が適切に行使されるようにするための措置

- i. 報酬委員会は、社外取締役を委員長とし、委員の過半数は社外取締役で構成します。
- ii. 報酬委員会は、複数の社外監査役がオブザーバーとして委員とは異なる立場で参加し、審議内容をチェックできる構成とします。
- iii. 個人別の報酬決定に関する事項は、役員報酬規程及び常勤取締役株式交付規程、海外勤務者規程にて定め、これによって行うものとします。また、これら規程の取締役報酬に関する規定の改廃の決議は、取締役会にて行うものとします。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	賞与	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	242 (42)	201 (42)	10 (-)	30 (-)	14 (6)
監査役 (うち社外監査役)	50 (27)	50 (27)	—	—	7 (4)

(注) 1. 取締役及び監査役の報酬等の額には、2024年6月26日の第113回定時株主総会で退任（任期満了）した取締役4名及び監査役3名を含んでおります。

- 2. 取締役の賞与の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。
- 3. 取締役の株式報酬の額には、当事業年度に係る株式給付引当金繰入額を記載しております。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況
取締役	織 田 直 祐	JFE商事株式会社 社友 三菱地所株式会社 社外取締役
取締役	武 井 洋 一	明哲総合法律事務所 パートナー弁護士 山崎金属産業株式会社 社外監査役 日本トムソン株式会社 社外取締役 株式会社日本貿易保険 社外監査役
取締役	堀 江 誠	トヨーカネツ株式会社 特別顧問 KTX株式会社 顧問
取締役	政 井 貴 子	SBI金融経済研究所株式会社 取締役理事長 実践女子大学 客員教授 川崎汽船株式会社 社外取締役 ビーウィズ株式会社 社外取締役監査等委員 飛島ホールディングス株式会社 社外取締役
監査役	山 川 洋一郎	古賀総合法律事務所 パートナー弁護士
監査役	岡 田 恭 子	株式会社ジャックス 社外取締役 日本電気株式会社 社外取締役
監査役	野 口 昌 邦	野口公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 当社とJFE商事株式会社、三菱地所株式会社、明哲総合法律事務所、山崎金属産業株式会社、日本トムソン株式会社、株式会社日本貿易保険、トヨーカネツ株式会社、KTX株式会社、SBI金融経済研究所株式会社、実践女子大学、川崎汽船株式会社、ビーウィズ株式会社、飛島ホールディングス株式会社、古賀総合法律事務所、株式会社ジャックス、日本電気株式会社及び野口公認会計士事務所との間には、特別の関係はありません。  
 2. 取締役 政井貴子氏は2025年3月31日付で実践女子大学 客員教授を退任しております。  
 3. 飛島ホールディングス株式会社は2024年10月1日付で単独株式移転により飛島建設株式会社により設立された同社の持株会社です。

## ② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況、及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	織 田 直 祐	<p>当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、他社での代表取締役社長等を歴任される中で培われた豊富な経験と幅広い見識を活かすことで、社外の独立した立場から多面的な提言を行い、その職務を適正に遂行しております。</p> <p>また、指名委員会・報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たすとともに、リスク・コンプライアンス委員会、サステナビリティ委員会、人財戦略委員会、投融資委員会のオブザーバーとして、適宜必要な助言を行い、当社の中長期的な企業価値向上に寄与しております。</p>
取締役	武 井 洋 一	<p>当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、弁護士としての専門知識と、他社の役員を歴任される中で培われた高い視座、幅広い経験を活かすことで、社外の独立した立場から多面的な提言を行い、その職務を適正に遂行しております。</p> <p>また、指名委員会・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たすとともに、リスク・コンプライアンス委員会、サステナビリティ委員会、人財戦略委員会、投融資委員会のオブザーバーとして、適宜必要な助言を行い、当社の中長期的な企業価値向上に寄与しております。</p>
取締役	堀 江 誠	<p>2024年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回すべてに出席し、他社での代表取締役社長等を歴任される中で培われた豊富な経験とグローバルなビジネス経験等の経営に係る知見を活かすことで、社外の独立した立場から、多面的な提言を行い、その職務を適正に遂行しております。</p> <p>また、リスク・コンプライアンス委員会、サステナビリティ委員会、人財戦略委員会、投融資委員会のオブザーバーとして、グローバル展開などの幅広い分野で適宜必要な助言を行い、当社の中長期的な企業価値向上に寄与しております。</p>
取締役	政 井 貴 子	<p>2024年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回すべてに出席し、外資系銀行、国内銀行及び日本銀行などの金融業界において要職を歴任される中で培われた豊富な経験と高度な専門性、幅広い見識を活かすことで、社外の独立した立場から多面的な提言を行い、その職務を適正に遂行しております。</p> <p>また、リスク・コンプライアンス委員会、サステナビリティ委員会、人財戦略委員会、投融資委員会のオブザーバーとして、リスクマネジメントやダイバーシティなどの幅広い分野で適宜必要な助言を行い、当社の中長期的な企業価値向上に寄与しております。</p>

地位	氏名	主な活動状況、及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
監査役	山 川 洋一郎	<p>当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、また監査役会14回すべてに出席しております。</p> <p>企業法務に精通した弁護士としての高度な専門性及び、金融機関をはじめ他社の社外役員を歴任された豊富な経験を通じた幅広い知見に基づき、独立した立場から適宜積極的な発言を行っております。</p>
監査役	岡 田 恭 子	<p>当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、また監査役会14回のうち13回出席しております。</p> <p>国内外にて幅広く事業展開を行う企業及び他社の社外役員を歴任され培われた豊富な経験とサステナビリティ・ダイバーシティ推進や企業文化に関する幅広い知見に基づき、独立した立場から適宜積極的な発言を行っております。</p>
監査役	野 口 昌 邦	<p>2024年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回及び監査役会10回すべてに出席しております。</p> <p>監査法人でのパートナーとしての長年の経験を通じて、財務・会計・監査に関する高度な専門性と幅広い知見に基づき、独立した立場から適宜積極的な発言を行っております。</p>

## V 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 当社の重要な子会社のうち、大王（南通）生活用品有限公司、サンテルS.A.、エリエール・インターナショナル・タイランドCo.,LTD、PT.エリエール・インターナショナル・トレーディング・インドネシア、PT.エリエール・インターナショナル・マニュファクチャリング・インドネシア、エリエール・インターナショナル・ターキー・キシセル・パクム・ウルンレリ・ウレティムA.S.、フォレスター・アンチレLTDA.及びその他の一部の子会社は、上記の会計監査人以外の監査法人から監査を受けております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (3) 会計監査人の報酬等の額

区分	報酬等の額
当事業年度に係る報酬等の額	
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	184百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	198百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。  
 2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (4) 非監査業務の内容

該当する業務はありません。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任します。

~~~~~  
 本事業報告の記載金額は、百万円未満を切り捨て表示しております。

## 連結貸借対照表

単位：百万円

| 科目              | 当期<br>2025年3月31日現在 | 前期(ご参考)<br>2024年3月31日現在 | 科目                 | 当期<br>2025年3月31日現在 | 前期(ご参考)<br>2024年3月31日現在 |
|-----------------|--------------------|-------------------------|--------------------|--------------------|-------------------------|
| <b>資産の部</b>     |                    |                         |                    |                    |                         |
| <b>流動資産</b>     | <b>360,882</b>     | <b>376,189</b>          | <b>負債の部</b>        | <b>266,702</b>     | <b>281,218</b>          |
| 現金及び預金          | 113,189            | 124,023                 | 支払手形及び買掛金          | 79,929             | 84,812                  |
| 受取手形、売掛金及び契約資産  | 104,041            | 111,446                 | 短期借入金              | 13,767             | 15,176                  |
| 電子記録債権          | 11,070             | 12,978                  | コマーシャル・ペーパー        | 15,000             | 15,000                  |
| 商品及び製品          | 59,467             | 63,671                  | 1年内償還予定の社債         | 15,000             | 10,136                  |
| 仕掛品             | 10,519             | 9,700                   | 1年内返済予定の長期借入金      | 82,739             | 91,117                  |
| 原材料及び貯蔵品        | 42,800             | 43,979                  | 未払金                | 28,448             | 26,901                  |
| その他             | 19,948             | 10,541                  | 未払法人税等             | 3,409              | 6,395                   |
| 貸倒引当金           | △ 155              | △ 152                   | 賞与引当金              | 5,181              | 5,609                   |
| <b>固定資産</b>     | <b>525,147</b>     | <b>563,488</b>          | 役員賞与引当金            | 73                 | 83                      |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>408,708</b>     | <b>428,515</b>          | 事業構造改善引当金          | 3,278              | —                       |
| 建物及び構築物         | 95,775             | 103,205                 | その他                | 19,874             | 25,985                  |
| 機械装置及び運搬具       | 178,596            | 203,615                 | <b>固定負債</b>        | <b>369,649</b>     | <b>398,440</b>          |
| 土地              | 85,093             | 87,823                  | 社債                 | 20,000             | 35,000                  |
| 建設仮勘定           | 27,184             | 12,464                  | 長期借入金              | 298,131            | 308,400                 |
| その他             | 22,058             | 21,406                  | 繰延税金負債             | 5,943              | 5,635                   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>68,559</b>      | <b>81,034</b>           | 退職給付に係る負債          | 22,875             | 24,024                  |
| のれん             | 38,702             | 45,267                  | 株式給付引当金            | 812                | 664                     |
| その他             | 29,856             | 35,767                  | その他                | 21,887             | 24,714                  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>47,879</b>      | <b>53,938</b>           | <b>負債合計</b>        | <b>636,352</b>     | <b>679,659</b>          |
| 投資有価証券          | 21,382             | 23,561                  | <b>純資産の部</b>       |                    |                         |
| 繰延税金資産          | 6,060              | 9,111                   | <b>株主資本</b>        | <b>207,139</b>     | <b>224,249</b>          |
| 退職給付に係る資産       | 3,050              | 2,392                   | 資本金                | 53,884             | 53,884                  |
| その他             | 17,508             | 18,994                  | 資本剰余金              | 55,112             | 55,112                  |
| 貸倒引当金           | △ 122              | △ 121                   | 利益剰余金              | 101,348            | 118,529                 |
| <b>繰延資産</b>     | <b>36</b>          | <b>67</b>               | 自己株式               | △ 3,205            | △ 3,277                 |
| <b>資産合計</b>     | <b>886,066</b>     | <b>939,745</b>          | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>29,580</b>      | <b>23,414</b>           |
|                 |                    |                         | その他有価証券評価差額金       | 5,696              | 6,749                   |
|                 |                    |                         | 繰延ヘッジ損益            | 78                 | △ 42                    |
|                 |                    |                         | 為替換算調整勘定           | 20,874             | 14,974                  |
|                 |                    |                         | 退職給付に係る調整累計額       | 2,931              | 1,731                   |
|                 |                    |                         | <b>非支配株主持分</b>     | <b>12,992</b>      | <b>12,422</b>           |
|                 |                    |                         | <b>純資産合計</b>       | <b>249,713</b>     | <b>260,086</b>          |
|                 |                    |                         | <b>負債及び純資産合計</b>   | <b>886,066</b>     | <b>939,745</b>          |

(注) 百万円未満を切り捨て表示しております。

## 連結損益計算書

単位：百万円

| 科 目                              | 当 期                     | 前 期 (ご参考)               |
|----------------------------------|-------------------------|-------------------------|
|                                  | 2024年4月1日から2025年3月31日まで | 2023年4月1日から2024年3月31日まで |
| 売上高                              | 668,912                 | 671,688                 |
| 売上原価                             | 524,895                 | 528,471                 |
| 売上総利益                            | 144,016                 | 143,217                 |
| 販売費及び一般管理費                       | 134,208                 | 128,849                 |
| 営業利益                             | 9,807                   | 14,367                  |
| 営業外収益                            |                         |                         |
| 受取利息                             | 1,081                   | 887                     |
| 受取配当金                            | 503                     | 445                     |
| 持分法による投資利益                       | 67                      | 143                     |
| 貸船料                              | 800                     | 218                     |
| デリバティブ評価益                        | 1,662                   | —                       |
| その他                              | 3,799                   | 4,499                   |
| 営業外収益合計                          | 7,914                   | 6,193                   |
| 営業外費用                            |                         |                         |
| 支払利息                             | 5,890                   | 6,321                   |
| 為替差損                             | 3,339                   | —                       |
| デリバティブ評価損                        | —                       | 2,088                   |
| その他                              | 3,962                   | 2,528                   |
| 営業外費用合計                          | 13,191                  | 10,938                  |
| 経常利益                             | 4,530                   | 9,622                   |
| 特別利益                             |                         |                         |
| 固定資産売却益                          | 5,039                   | 43                      |
| 投資有価証券売却益                        | 1,530                   | 3,105                   |
| 受取保険金                            | 797                     | 1,516                   |
| その他                              | 164                     | 611                     |
| 特別利益合計                           | 7,531                   | 5,276                   |
| 特別損失                             |                         |                         |
| 固定資産除売却損                         | 728                     | 1,064                   |
| 減損損失                             | 5,233                   | 1,311                   |
| 災害による損失                          | 221                     | 770                     |
| 事業構造改善費用                         | 7,292                   | —                       |
| その他                              | 563                     | 733                     |
| 特別損失合計                           | 14,039                  | 3,880                   |
| 税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失         | △ 1,977                 | 11,018                  |
| 法人税、住民税及び事業税                     | 6,176                   | 6,835                   |
| 法人税等調整額                          | 1,544                   | △ 2,052                 |
| 法人税等合計                           | 7,720                   | 4,782                   |
| 当期純利益又は当期純損失                     | △ 9,697                 | 6,236                   |
| 非支配株主に帰属する当期純利益                  | 1,499                   | 1,763                   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 | △ 11,197                | 4,472                   |

(注) 百万円未満を切り捨て表示しております。

## 貸借対照表

単位：百万円

| 科目               | 当期<br>2025年3月31日現在 | 前期(ご参考)<br>2024年3月31日現在 | 科目              | 当期<br>2025年3月31日現在 | 前期(ご参考)<br>2024年3月31日現在 |
|------------------|--------------------|-------------------------|-----------------|--------------------|-------------------------|
| <b>資産の部</b>      |                    |                         | <b>負債の部</b>     |                    |                         |
| <b>流動資産</b>      |                    |                         | <b>流動負債</b>     |                    |                         |
| 現金及び預金           | 318,787            | 333,144                 | 買掛金             | 241,939            | 237,180                 |
| 受取手形             | 92,176             | 98,259                  | 短期借入金           | 45,850             | 51,300                  |
| 売掛金              | 2,352              | 2,968                   | 関係会社短期借入金       | 12,300             | 12,300                  |
| 商品及び製品           | 91,122             | 91,136                  | コマーシャル・ペーパー     | 38,600             | 23,390                  |
| 仕掛品              | 46,644             | 50,399                  | 1年内償還予定の社債      | 15,000             | 15,000                  |
| 原材料及び貯蔵品         | 5,365              | 5,461                   | 1年内返済予定の長期借入金   | 15,000             | 10,000                  |
| 前払費用             | 25,811             | 27,634                  | リース債務           | 79,025             | 87,302                  |
| 関係会社短期貸付金        | 1,184              | 1,106                   | 未払金             | 300                | 160                     |
| その他              | 43,246             | 44,262                  | 未払費用            | 25,171             | 22,887                  |
| 貸倒引当金            | 11,077             | 11,915                  | 未払法人税等          | 2,382              | 2,839                   |
|                  | △ 193              | —                       | 預り金             | 364                | 2,017                   |
| <b>固定資産</b>      | <b>428,427</b>     | <b>467,940</b>          | 前受収益            | 51                 | 52                      |
| <b>有形固定資産</b>    | <b>214,062</b>     | <b>221,781</b>          | 賞与引当金           | 0                  | 0                       |
| 建物               | 35,120             | 36,920                  | 役員賞与引当金         | 1,542              | 1,693                   |
| 構築物              | 9,592              | 10,220                  | 環境対策引当金         | 4                  | 12                      |
| 機械及び装置           | 106,083            | 113,500                 | その他             | 93                 | —                       |
| 車両運搬具            | 5                  | 10                      | <b>固定負債</b>     | <b>325,402</b>     | <b>347,795</b>          |
| 工具器具備品           | 1,026              | 961                     | 社債              | 20,000             | 35,000                  |
| 土地               | 53,453             | 53,958                  | 長期借入金           | 285,405            | 292,731                 |
| リース資産            | 634                | 410                     | リース債務           | 402                | 296                     |
| 建設仮勘定            | 7,887              | 5,540                   | 退職給付引当金         | 14,143             | 13,970                  |
| その他              | 259                | 259                     | 関係会社事業損失引当金     | 3,609              | 4,026                   |
| <b>無形固定資産</b>    | <b>10,730</b>      | <b>13,862</b>           | 株式給付引当金         | 812                | 664                     |
| のれん              | 420                | 521                     | 環境対策引当金         | 40                 | —                       |
| 特許権              | 1,563              | 1,564                   | 資産除去債務          | 974                | 974                     |
| 借地権              | 120                | 120                     | その他             | 15                 | 131                     |
| 商標権              | 224                | 220                     | <b>負債合計</b>     | <b>567,342</b>     | <b>584,976</b>          |
| ソフトウエア           | 6,978              | 9,979                   | <b>純資産の部</b>    |                    |                         |
| その他              | 1,423              | 1,455                   | <b>株主資本</b>     | <b>174,770</b>     | <b>210,044</b>          |
| <b>投資その他の資産</b>  | <b>203,633</b>     | <b>232,296</b>          | <b>資本金</b>      | <b>53,884</b>      | <b>53,884</b>           |
| 投資有価証券           | 13,401             | 14,040                  | <b>資本剰余金</b>    | <b>54,330</b>      | <b>54,330</b>           |
| その他の関係会社有価証券     | 2,794              | 4,399                   | 資本準備金           | 52,871             | 52,871                  |
| 関係会社株式           | 144,418            | 157,743                 | その他資本剰余金        | 1,458              | 1,458                   |
| 出資金              | 1                  | 2                       | <b>利益剰余金</b>    | <b>69,344</b>      | <b>104,690</b>          |
| 関係会社出資金          | 8,509              | 26,385                  | 利益準備金           | 5,621              | 5,621                   |
| 関係会社長期貸付金        | 18,673             | 14,498                  | その他利益剰余金        | 63,723             | 99,068                  |
| 長期前払費用           | 7,124              | 6,724                   | 配当準備積立金         | 3,032              | 3,032                   |
| 前払年金費用           | 479                | 229                     | 海外資源開発準備金       | 800                | 800                     |
| 繰延税金資産           | 10,499             | 6,809                   | 別途積立金           | 10,000             | 10,000                  |
| その他              | 1,495              | 1,493                   | 繰越利益剰余金         | 49,891             | 85,236                  |
| 貸倒引当金            | △ 3,764            | △ 31                    | <b>自己株式</b>     | <b>△ 2,788</b>     | <b>△ 2,860</b>          |
| <b>繰延資産</b>      | <b>36</b>          | <b>66</b>               | <b>評価・換算差額等</b> | <b>5,139</b>       | <b>6,130</b>            |
| 社債発行費            | 36                 | 66                      | その他有価証券評価差額金    | 5,060              | 6,130                   |
| <b>資産合計</b>      | <b>747,251</b>     | <b>801,151</b>          | 繰延ヘッジ損益         | 78                 | —                       |
| <b>純資産合計</b>     |                    |                         |                 |                    |                         |
| <b>負債及び純資産合計</b> |                    |                         |                 |                    |                         |

(注) 百万円未満を切り捨て表示しております。

## 損益計算書

単位：百万円

| 科 目                       | 当 期<br>2024年4月1日から2025年3月31日まで | 前 期 (ご参考)<br>2023年4月1日から2024年3月31日まで |
|---------------------------|--------------------------------|--------------------------------------|
| 売上高                       | 494,896                        | 485,865                              |
| 売上原価                      | 409,859                        | 403,165                              |
| 売上総利益                     | 85,037                         | 82,699                               |
| 販売費及び一般管理費                | 79,444                         | 73,565                               |
| 営業利益                      | 5,592                          | 9,133                                |
| <b>営業外収益</b>              |                                |                                      |
| 受取利息                      | 1,572                          | 1,310                                |
| 受取配当金                     | 530                            | 600                                  |
| 為替差益                      | —                              | 1,930                                |
| 不動産賃貸料                    | 628                            | 630                                  |
| 貸船料                       | 800                            | 680                                  |
| その他                       | 1,701                          | 1,044                                |
| 営業外収益合計                   | 5,233                          | 6,196                                |
| <b>営業外費用</b>              |                                |                                      |
| 支払利息                      | 3,950                          | 3,730                                |
| 貸倒引当金繰入額                  | 3,926                          | —                                    |
| その他                       | 2,712                          | 2,103                                |
| 営業外費用合計                   | 10,589                         | 5,834                                |
| <b>経常利益</b>               | <b>235</b>                     | <b>9,496</b>                         |
| <b>特別利益</b>               |                                |                                      |
| 投資有価証券売却益                 | 1,518                          | 2,169                                |
| 受取保険金                     | 196                            | 851                                  |
| その他                       | 91                             | 116                                  |
| 特別利益合計                    | 1,806                          | 3,137                                |
| <b>特別損失</b>               |                                |                                      |
| 固定資産除売却損                  | 376                            | 538                                  |
| 減損損失                      | —                              | 1,966                                |
| 関係会社株式評価損                 | 19,844                         | 2,490                                |
| 関係会社出資金評価損                | 18,347                         | —                                    |
| その他                       | 208                            | 284                                  |
| 特別損失合計                    | 38,777                         | 5,279                                |
| <b>税引前当期純利益又は税引前当期純損失</b> | <b>△ 36,734</b>                | <b>7,353</b>                         |
| 法人税、住民税及び事業税              | △754                           | 243                                  |
| 法人税等調整額                   | △3,316                         | 1,968                                |
| 法人税等合計                    | △4,070                         | 2,212                                |
| <b>当期純利益又は当期純損失</b>       | <b>△ 32,663</b>                | <b>5,141</b>                         |

(注) 百万円未満を切り捨て表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

大王製紙株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 定留尚之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井尾稔

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木拓也

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大王製紙株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大王製紙株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するため経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

大王製紙株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

|                    |       |      |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 定留尚之 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 井尾 横 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 鈴木拓也 |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大王製紙株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第114期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用者等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。
    - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容、及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用者等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
    - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

大王製紙株式会社 監査役会

常勤監査役 田 中 幸 広   
社外監査役 山 川 洋一郎   
社外監査役 岡 田 恭 子   
社外監査役 野 口 昌 邦 

以 上

# 株主総会 会場ご案内図

開催日時

2025年6月26日 (木曜日) 午前10時

(午前9時10分受付開始・開場)

開催場所

大王製紙四国本社・生産本部8階コンベンションホール

愛媛県四国中央市三島紙屋町628 電話 (0896) 23-9001



## 交通のご案内

電車で  
お越しの方

JR予讃線  
伊予三島駅 から徒歩約20分、車で約5分

お車で  
お越しの方

松山自動車道  
三島川之江インターチェンジ から約10分

●お車でお越しの際は、総会会場の大王製紙四国本社・生産本部内の駐車場をご利用ください。

また、北門又は南門からのご入場はできません。必ず会場入口よりご入場いただきますようお願いいたします。

●車いすでのご来場の方には、会場内に専用スペースを設けております。

大王製紙株式会社



UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。